

補足資料

(回答の理由一覧)

〈Q1〉江田法務大臣は民法改正の趣旨について、「面会交流は子どもの福祉にとって大切なことであり、よほどの事が無い限り奪ってはいけない」と説明しているが、家裁（その他の裁判所含む）は可能な限り面会交流の実現に努めたか。

Q1評価：1.全く努めていない		民法公布前	民法公布後
東京家裁家事第4部	相手方が主張してきた面会交流の条件（月1回8時間）を裁判官が調停案に書いてしまい、こちらが条件をのめないという、さっさと不調にしまった。1年間かけて調停の場で、もっと頻りに子どもたちに会わせるよう調停委員をお願いをしたが、全く聞く耳を持たずだった。	熊本県家庭裁判所	従来どおりのお決まりのコースで、事務的に進めるだけ。何度も面会交流について相手側に申し入れ、調停も起こしたが、調停員も時間稼ぎしているだけで、相手側が「子供が電話に出たくない。会いたくないと、言っている」を繰り返され、電話も出来ない状態のまま、1年5ヶ月目に入っている。具体的な面会交流には全く届いていない。
東京家裁	妻側が言う監護権指定をしない限り面会交流はさせない模様	富山家庭裁判所高岡	相手方（親権者）が再婚し子供達が養子縁組していた。子供達が5～6年前より相手方により、PASにされている。相手方は厚生センターの相談員の見解では人格障害者である。以上の事を裁判所側は現実の事と理解しようと努力せず、相手方（親権者）の意見をまともにも聞いている。
長野家庭裁判所	相手申立て1回目調停の内容。（後に別家裁で2回調停。（2009.8.12調停離婚）相手が一方的に子を連れ去り、動機、事実確認せずにそれを良しとする考え。調停委員に娘に会えるようお願いしたが婚費の支払いのみ要求された。	前橋家庭裁判所	これまで2年半、面会は実現していない状態。相手方が、面会を楯にした金銭の要求（でっちあげのDVに対する感謝料）をし、証拠も一切無いのに認め、面会でできていないにもかかわらず「子供は現状で幸福」としている。なお、面会についてはこちらは再三に渡って求めている旨を主張したが、判決においては一切触れられていない。
福岡家庭裁判所	私は当時精神科に通っていました。裁判所のドクターにも会いました。診断書は出していません。うつ病は軽快していました。担当医の意見書を提出しました。裁判官や調停員には「劇場型で危険。」だと、判断されました。根拠がありません。調停の際、感情がこもることは、正当であると思います。しかも、語気を強く言ったのはたった一回でした。	千葉家裁佐倉支部	相手に監護権を認めるように強く進めてきます。
松戸家庭裁判所	親権をどちらにするかのみで裁判でした。私自身、面会交流という言葉さえ知らなかったし、面会交流権の存在さえ知りませんでした。担当弁護士も、教えてはくれませんでした。	長野家庭裁判所	相手側が住所を知られたくないという理由で出来ない。子供が教えてしまうかもしれないので電話もできない。と一方的にことわられた。現在、子の引き渡しの審判を9/20より開始、次回審判は9/29。妻は保護施設に入所（DV理由？）私は暴力等のDVに値することはしていない。
横浜家庭裁判所	夫婦関係の問題を調整し改善させようとする事なくお金の話が優先された。お金の話が纏まらないと夫婦関係の改善に向けての話に進めないのですはお金について決めろとの態度（騙し）だった。	東京家庭裁判所立川	最初から妻の側の意見のみを優先し、こちらの事情は考慮してもらえなかった。調停委員から「婚姻費用の支払いが決まらない限り息子には会わせなさい」と言われた。また、「離婚に同意しなければ、息子を道連れに自殺する」と脅された。
横浜家裁	面会交流について言及すらなし	神戸地裁尼崎支部	有責嫁に連れ去り別居され、調停にて月に2回の面会を20回以上続け、毎回片道2時間以上かけて、帰りたいと言う子供達をごまかし、法に沿って真摯に少ない面会を続けてきました。問題のない状態で、宿泊を求めて審判となりましたが、連れ去りを示唆した相手弁護士が私が連れ去りをしようとするのと抵抗し、月に一回の面会の審判になりました。高裁に即時抗告してます。
横浜家裁	娘が精神疾患であるとの名無しの医師の意見書を主な根拠として数年会うべきでないとの審判が下されたが、簡易的な検査と元妻の話を元に診断したもので意見書自体に欠陥があり（子どもの福祉への配慮も無い）、実際には元妻の会わせたくないとの意向に沿って安易に理由付けされた審判で、裁判官みずから子どもの福祉を真剣に考えた形跡がない。	さいたま家裁越谷支部	相手方の協力が無いと無理であるということばかりであった。また、写真だけの交流を勧めてきて、それで解決しようとしてきた。試行的な面会交流も相手方が協力が得られないというだけで実現する気は全く感じられなかった。
横浜家庭裁判所川崎	調停不成立後に審判へ移行して平成22年8月26日第一回期日から平成23年3月8日の審判に至るまで4箇月も審判を下すことなく、平成22年12月には審判を2回実施しており年末には審判を下すとしていたが、面会実施までにいたすらに時間を延ばし、子供たちとの面会する機会を奪	大阪家庭裁判所	完全な相手方の一方的な家族の破壊、子の引き離しがあることをみとめつつ、面会を完全に拒絶する相手方のもとの継続的な監護を認めた審判が下された。
竹田市家庭裁判所	家庭裁判所または調停委員が相手方の面会回数問い合わせに対して、月に一回が妥当と言った為こちらの希望はまったく聞き入れてもらえませんでした。またこちらの祖父母は面会の権利がないとも相手方に言ったようで、こちらが会わせてやりたいと言ってもそればかり言って相手にしてくれません。子供にしてみればどちらの親も大好きなこの世に一人ずつしか居ない存在だと思えます、どうも家庭裁判所は母親の方に偏った見方をしているようで、たとえ離婚の原因が母親であっても子供のことになるので母親の方を優先します、こちらとしては子供に会いたがためにすべて相手の条件をのむしかありませんでした、それでも月に一回です、不公平です。	東京高裁	抗告の結果、再度写真3回送付判決を受けた
横浜家庭裁判所	相手方が調停期間中は面会させる意思がない、と当方に伝え、相手方が主張する面会の条件を飲むよう促された。面会の条件は月に一度のみ2時間という短い時間であり、当方としてはまったく不本意であったが、「月に一回2時間の面会は一般的」と言われた。その面会時間の相場の押し付けには驚愕した。あまりに親と子の関係を離れて暮らしながら築いていくにはあまりに短い時間であるのは明らかであるのに調停委員や調査官からするとそれ以上は多いというような趣旨	米沢家庭裁判所	調査官の第一声が、「なぜ子供に会いたいのか？」という信じられない質問であった。その後も、試行面会で全く問題がないのに、些細な点を問題があるかのように誇張して記録を作成した。また、調停の最中も、調査官ががすべてを握っているかのように、権力を誇示するような口調や態度を続けた。
東京家裁	離婚事件の調停にて、面接交渉の調停を申し立てたいと告げたところ、面接交渉は1年くらい時間がかかるので、いまは我慢しなさいと、早々に打ち切りされたため。	横浜家庭裁判所川崎	面会交流を継続する中で次女から迎えに来るのを遅くして欲しいと要望があったため、面会交流条件変更の調停を申立て審判に移行したが、新たな事情が生じたと認めがたいとして、民法改正の趣旨に反する前回審判条件に沿った審判を下した。
大阪高裁	暴力的な元夫に強要されたであろう長女の陳述書には「お母さんが嫌いだ。・・・」と記載されていた。また長女に直接会ったが、長女は「お母さんに会いたくない・・・」と主張した。元夫が暴力的であることを考慮せずに、そのまま、長女の言い分を鵜呑みした。	大阪家庭裁判所家事調停第	調停離婚と面会交流について、調停員は別物と判断し、調停離婚は成立させた。未だに子との面会交流は一度も行われていない。

〈Q1〉 江田法務大臣は民法改正の趣旨について、「面会交流は子どもの福祉にとって大切なことであり、よほどの事が無い限り奪ってはいけない」と説明しているが、家裁（その他の裁判所含む）は可能な限り面会交流の実現に努めたか。

東京家庭裁判所	いわゆる虚偽のDVにしたりあげられたのですが、その事にまったく触れず。妻(ロシア国籍)は未成年略取誘拐で、起訴猶予処分になっていた。しかも、調停から、審判に移っても、調停にしまい、その調停条項も破られたままで現在に至っています。
oosaka kateisai bannsy	jikanngakakarisugi
さいたま家庭裁判所	3までの設定に現在の裁判を元を書いてしまいましたが、08年に子どもを引き取っていった元妻が私と子どもの面会拒否を求める調停(と養育費を上げるための調停を同時に)を申し立てられたことがあります。面会を拒む理由が無いにもかかわらず、調停委員は私を説得しようとして
東京高等裁判	第1番では、子供の連れ去りと引き離しを悪意の遺棄と認定したが、第2番では、全く検討なく理由もつけず調査官の報告書を基に親権を覆した。
長崎家庭裁判	面会交流について、調停の最初から写真の送付をもって面会交流とする方針を伝えられた。
横浜家庭裁判所	こちらの要望を受け入れず、裁判所の定例文を引用したがる。つまり、最低限度の文章を使った「子供の連れ去りなどよくある事件」「FPIC活用で2時間会えるだけでも進歩」というのが調停委員の考えで采れる。
仙台高等裁判	和解時に子どもに会いたいなら様々な権利を放棄すべきという本多判事の提案で相手(監護者)にはなにも言わず不公平と感じた。
横浜家庭裁判所	江口調査官は伊藤裁判官から調停に出席してこない相手方(元妻)に対し、出頭勧告するように指示を前回調停時に出した。はなからこの調停にやる気のない江口は出頭勧告の指示を受けたにもかかわらず、あらかじめ今月の調停に出張をブッキング。相手方はこないということで調停に欠席した。形だけの勧告であり、私に対しての説明責任も放棄している。
広島家庭裁判	判決で面会交流に言及すらしていない。
横浜家裁	調査官報告書が一方的な内容で小学校2年生になったばかりの子がこういった、心理カードでこうだ、箱庭でこうだった占星術の心理学の内容。本質的な父子の関係、母親に連れ去られた子の発言に全く洞察力無し。
宇都宮家庭裁判所大田原支	面会交流が子の福祉に沿った内容で実施されていない事実を知りながら、その実現のために裁判所が働きかけることはなかった。
大阪家庭裁判所	離婚調停にあたり、面会交流等は後日調停を改めて申し立てればいから、今日離婚するのか決断を求められ、離婚しました。今日決断出来ないのであれば調停の継続の必要性へ認められない。とも言われた。
東京家庭裁判	交渉の段階で月2回は最低子供に会いたいと調停員に伝えたものの、月2回は多すぎるので申立人に交渉出来ないと調停員に断られた。
名古屋家庭裁	まだそこまでの話にいたっておらずDVといわれており話が進まない
神戸家裁本庁	調停員は相手方との離婚を成立させる為に子供と会わさない方法に助長し、離婚に子供をツールとして使っている相手方の方法に賛同している。夫婦の離婚の問題に子供を犠牲にしている事を承知している。子供の権利が無視されている。
京都家庭裁判	面会交流までに8カ月かかったので、努めているとは到底思えない。
富士家庭裁判	子供を置いて夜遊びしたり、男を作って、一方的に離婚をさせられ子供を連れていったにも関わらず、現状維持だと言われました。
福井家庭裁判所武	判決内容は、従前行ってきた最低限の面会交流の内容以下のものであった。
東京家庭裁判所立川支部	現在妻が子を連れ去り別居を強行中で、「離婚しなければ子どもと会わせない」と恫喝してきている旨を話し、離婚する理由はないなど申し上げるも、「離婚する気はないのか」と、妻側の主張を強く代弁されるばかりで、理性的な話し合いや解決ができない。「子どもとあえなくなったら、面会交流調停立ててください」と悠長で無関心な返答のみ。
名古屋家庭裁判所	相手方から離婚調停～現在離婚訴訟で私から面会交流の調停を申し立て、裁判所を介して約2年間で長女に会えたのは15分次女に会えたのは45分と時間をみていただいてもわかるように全く努めていない。

〈Q1〉 江田法務大臣は民法改正の趣旨について、「面会交流は子どもの福祉にとって大切なことであり、よほどの事が無い限り奪ってはいけない」と説明しているが、家裁（その他の裁判所含む）は可能な限り面会交流の実現に努めたか。

大阪家裁	調査官は一刻も早く面会交流を開始しなければならないとしていたにもかかわらず、審判官のかかえている案件が多いからという理由で事件を8ヶ月放置。
大阪高	子供の年齢や体力を理由に限りなく制限した。
東京家	審理不尽。
山形家 庭裁判 所鶴岡	被告が面会交流の回数を増やすことによって負担になり、養育に影響すると言う発言をした
家庭裁 判所宇 部支部	調停員がいうに面会は月1回以上は裁判所では認められないとのこと
名古屋 家裁岡 崎支部	連れ去り相手（同居親）の意向に沿って調停されている。
盛岡地 裁	保護命令です。3人の子供達との交流が、6ヶ月間禁止されました。私と子供達との関係は、連れ去りが起る迄良好でした。彼らと過ごす週末は、本当に輝いていました。その様な写真（連れ去りの直前の日付入り）も提出しました。妻へのDVで、子供達がおびえていると言う主張や、相手方（私）実家から、強引に子供達を取り戻す可能性が一方的に認められました。
鹿児島 家裁	年2回で1回につき4時間という信じられないような決定が下されました。代理人と相談し、相場を考慮して、敢えて年12回の面会から要求し始め、妥協を重ね、年4回まで減らしたにもかかわらず、裁判所は元妻側の言い分を受け入れたのみでした。合理的な理由もなく、単に元妻側の主張のみが尊重され、子供の福祉はないがしろにされています。

Q1評価：2.あまり努めていない		民法公布前		民法公布後	
名古屋 家裁岡 崎支部	母親の不安定は、子どもの福祉にそぐわない。	神戸地 裁 尼 崎支部	月に2回面会しているが、連れ去り前の様に会えてないので増やしてもらいたいという、「裁判所としては、これ以上無理です。」と伝えられた。	前橋家 庭裁判 所	離婚が成立するまで月2回の面会を認めながら、私の実家や両親に会ってはならないとの判決です。しかも離婚後の面会交流については訴訟で判断しろとの結果でした。子どもの利益と福祉の為にあれば、何故面会交流に制限をつけるのでしょうか？民法改正の趣旨に基づいた判断ではなく、結論の先延ばしではないでしょうか？
さいたま家裁 (浦和)家	面交調停では、調査官調査が行われたのは14か月かかった。別居親が同意しない事を理由に施行面接すら行ってくれなかった。家裁を介しているにも関わらず、別居親との断絶期間を28か月も放置する状況が理解できない。その長期化した断絶期間にて、あれ程懐いていた我が子は片親阻害に陥っている。	大阪家 庭裁判 所	面接交渉が中断され、親権者側に電話やメールをしても返事がない状況になりました。それにより履行勧告をし、大阪家庭裁判所の大西調査官のもとで進めています。依頼をかけてから、実行頂くまでの日程にゆとりがあり、電話で連絡頂く日の約束に遅れることがあり、多少不安を感じています。今現在としては、調査官の仕事ぶりに期待をして見守る状況にあります。	高松家 庭裁判 所	監護者（母親）のいいなりであり、調停委員に関しても「子供と会いますか？」など、とぼけた対応であった。いずれも渋々の対応に感じて仕方がない。
横浜家 庭裁判 所	それまでの家庭の状況を把握しながらも、消極的な妥協だった。長女に関しては不可、長男のみ月に1回、という内容だった。	京都家 庭裁判 所	人質を取っている相手方の虚偽主張ばかりを受け入れ、子供を奪われ苦しい思いをしている当方の主張は全く聞き入れてもらえず、本来の子の福祉とは到底かけ離れたものである。く	岡山家 庭裁判 所	協議離婚書の面接交渉内容は無視、月1回から2回の面会となるとの結論ありきで調停が進められ、実を取った方が良いのではないかと云われ調停成立。精神科に通院理由に面会拒否。調査官は事務的処理の説明はするがそれ以上は出来ないと言う。
		東京家 庭裁判 所立川	中立の観点から子どもの意向を聞く以外の事は家庭裁判所にはできないと明言。結局は同居親次第とする。（調査官、調停員）	東京最 高裁判 所	「民法766条改正の趣旨に反している」「月1回では十分な交流を測れず親子関係が維持出来ない」「月1回の面会交流が守られていない」と理由を記載して抗告したが、裁判官は「抗告人の本件申立は理由がないから却下すべきもの」「変更する事情がない」として、前回審判理のまま
		横浜家 庭裁判 所	月2回の面会等を求める私に対し、月1度の面会が普通だと発言	千葉家 庭裁判 所佐倉	面会交流よりも、離婚の調停を優先して機会を作らなかった。

〈Q1〉 江田法務大臣は民法改正の趣旨について、「面会交流は子どもの福祉にとって大切なことであり、よほどの事が無い限り奪ってはいけない」と説明しているが、家裁（その他の裁判所含む）は可能な限り面会交流の実現に努めたか。

東京家庭裁判所	調停で連れ去り別居についての評価がない。離婚の原因をまず評価しない。男性の場合は子供を取り返すことがまず難題であると釘をさされる。原因が一般的か否かが問題でなく。まずはお金の件から話になる。(1)別居費用の算定(別居生活費>養育費(3)資産分与の話には6回費やし、面会交流の話や調停中の面会には触れない。
さいたま家庭裁判所川越支部	相手方の言い分を尊重しすぎている。
横浜家庭裁判所	子どもに絶対会わせる様取り計らうから、それまで勝手に会いに行ったり陰から見事などもしないように念を押された。1年待ったが、「子どもが会いたくないと言っているので、面会交流はあきらめてもらうしかない」と切り捨てられた。
大阪簡易裁判所	「面会に問題なし」の調査報告書があるにもかかわらず、裁判官がエフピックでの面会を斡旋した。嫁側の意向を組み入れた。事前の試行面会で緊張感がありエフピックを使用するのはかえって良くないとの調査報告書があるにも関わらず。
石垣支部	子供と遠隔地在住なのだが、相手が日程の調整に全く応じないため面会が実現しない。家裁は相手方に調整するように伝えていたとのことだが、結局は「伝えた」、までにとどまっているため面会が実現しない。
岡山家庭裁判所児島	弁護士の妨害行為
さいたま家裁越谷支部	奥さんの都合も考えなさい。実行可能な面会計画を立てなさい。子供が大きくなったら勝手に会いに来るから今は我慢しなさい。など発言があった。また、私からの心理士の見解をもとに面会頻度を協議したいとの要望は「いろいろな考えがあるのはわかるけど私(中田調停委員)の経験からはそれがいいとは一概に言えない」と大した根拠もなく一蹴された。
秋田地裁	円満調停。相手方が面会を拒否し続けたが、説得はまったく効果がなかった。数ヶ月経過した段階ではじめて、面会交流を申し立てるようにと勧めてきた。上記の日付はこの調停(この時点では調査官はあまり関与していない)。面会交流の調停、監護者変更の審判が現在継続中。ここに調査官が大きく関与。裁判官は2014年の3月で交代。
松江地方裁判所益田	それまでの面会交流の実績(毎週末面会)を全く無視し、相手方の提示した条件を追認するのみの審判決定でした。月1回程度の面会交流がいわゆる「相場」とされているようですが、本当に生活の中で親子の関係をもつ実質的な関係を築くためには、隔週末2泊3日程度の面会交流が必須。
大阪家庭裁判	調停委員は、娘さんはお父さんとはすごく良い関係だから、かならず大きくなったら会いに来るから、今は会うのをお互い我慢しないと行って、会わそうとはしなかった。
東京家庭裁判	一生懸命減らそうとしていた。
名古屋家裁半田支部	子どもへの調査官調査(施行面会・相手方居所・裁判所での身上調査)が3回も行われ、子供が父親と会いたい気持ちや親密性が明確になったにもかかわらず、しかも、虚偽DV、相手方の子供への監禁行為がありながらも、月1回に面会を「長時間にわたる相当な面会」と書面にかかれ、月3回のみ面会可という理不尽な結果となった。
さいたま家裁川越支部	裁判所にて、弁護士同士で面会について交渉している際に、その場にいた稲妻調査官が、「赤ちゃんだからあまり長時間は避けた方がいい」と発言したため、相手弁護士がその発言を利用し、連れ去り後初の面会というのに、15分の面会しか認めなかった(連れ去り時息子は生後3ヶ月、やっとかなった面会の時は生後9ヶ月に成長)。
名古屋家裁	面会交流は相手方の意向のみで決められている。相手方は会わせないと主張に対し、月1回の面会を確保した点に少しばかりは評価するが、まるで月1回が当たり前のような取り組み方である。
横浜家裁	試行面会を2013年12月24日(15:00-15:35)引き離し日(2012年5月11日)より1ヶ月以上、調停(相手方より離婚、婚姻費用申立)が2013年2月1日に不成立に終わり、面会交流の審判に4月より移行させた。しかし相手方は面会交流禁止の審判を上げてきており、その間申し立てしても試行面会に進まず、上記経緯まででそうとう時間がかかった。その間非監護親と子供が偶然出会ったときに、子供が激しく避ける様になっていた。そのことを会わさないこと、監護者の支配下で放っておくことを続け、子供にまったく情報のない中、非接触時間を長期にわたり監護親に指導もなく非処置)としていた。監護状況もキャンセル依存症の状態を証拠を提出し、監護が心配であることを示唆したがこれも非処置であった。

〈Q1〉 江田法務大臣は民法改正の趣旨について、「面会交流は子どもの福祉にとって大切なことであり、よほどの事が無い限り奪ってはいけない」と説明しているが、家裁（その他の裁判所含む）は可能な限り面会交流の実現に努めたか。

さいたま家裁	夫婦の葛藤がある場合に面会させることは、この福祉に反すると言われた。調停委員は、当方は、連れ去り直後から面会させるように主張していたが、相手方が会わせないとこの態度をとったため、時間をかけましようと言う態度に終始し、連れ去った後の監護権確定の時間稼ぎの印象
さいたま家裁	夫婦の葛藤がある場合に面会させることは、この福祉に反すると言われた。調停委員は、当方は、連れ去り直後から面会させるように主張していたが、相手方が会わせないとこの態度をとったため、時間をかけましようと言う態度に終始し、連れ去った後の監護権確定の時間稼ぎの印象
東京家庭裁判所立川	・子どもが連れ去られた翌日、面会交流の申請書を提出したところ、まだ日にちがたっていないから、受け取れないといわれた。・2ヵ月後、面会交流の申請書を出したが、そのときも円満調停でだしているなら控えればなどと、提言された。・調停委員は、伝言係りしかなかった。

Q1評価：3.どちらともいえない			
民法公布前		民法公布後	
福岡家庭裁判所	元夫が、頑として私に娘を会わせないと主張し、最後まで全く態度を変えませんでした。調停委員は、折り合いを付けることに全力を上げていたようです。写真はどうか？手紙はどうか？元夫を一生懸命説得してくれたようです。また、同席調停の場が2回設けられました。ただ、調査官は「母親が死んだと嘘を付いているから、調査官が子供を調査することで、真実がはれては困る。」と、子供の調査をしてもらえませんでした。	宇都宮家庭裁判所	判決文の中では面会交流に関しては全く触れていない。
東京家裁	月1回の面会交流を月2回にしてくれたが、その2回目があった3時間で決定されてしまった。そこには何の根拠もなく、試行面接時に相手方が認めた時間というだけである。審判中も不合理なので時間の増分と宿泊面会を求めたが、長女が嫌がっているという理由で相手方の言い分を認める判断をしている。	さいたま家庭裁判所	月に1回の宿泊面会（1泊2日・夏春には2泊3日）と1回の日帰り面会となったが、こちらの希望がかなり削られた。
東京家裁立川支部	相手が、同席するとししかけてきて嫌だと私は最初相手の同席は、拒否しました。調停委員や弁護士が同席を、勧め仕方なく同意しました。案の定、子供を、利用ししかけてきました。たった1回で、終わりです。私の弁護士は、抗議しませんでした？	大阪家庭裁判所	面会交流が中断され、親権者側に電話やメールをしても返事がない状況になりました。それにより履行勧告をし、大阪家庭裁判所の西調停委員のもとで進めています。依頼をかけたから、実行頂くまでの日程にゆとりがあり、電話で連絡頂く日の約束に遅れることがあり、多少不安を感じています。以前、電話後は調査官として動いているようですが、日時の約束は相変わらず連絡を忘れたりしていました。電話をかけると取り次ぎの事務員の方は多少問題意識をもっているようにも思えますが、いわゆるお役所仕事で事務的に処理していると言う感じです。調査官として、裁判所としての責任感を問いたいと思います。恐らく法律がこうなのだから、これくらいやれば十分だろうという考えのもと仕事をしていると思われ、小さな子供の将来に関わる大切な仕事に
福島家庭裁判	面会交流の実現に努めたか？というより、こちらでそうせざる得ない環境を作ったのでどちらともいえない。と、いうことです。	京都家庭裁判所周南	「試行面接」を実施されたのは生き別れてから一年半後だったから。試行面接というシステム自体知らされなかった。調停成立内容は悪いことはないが、試行面接までが遅いのがとても不満。調停進行中。調停2回目まで調査官立会いで20分間面会実施できたのは評価。2回目以降は夫婦間で柔軟に決めることとなったが、妻から一方的な時間と場所の制約されており、中止するとの脅迫も。調停でも話したが妻へのお咎めはない。
		東京家庭裁判所	子を連れ去られた後、5か月間の交流断絶がありましたが、当時の裁判官、調査官、調停委員の説得もあり、特に弁護士の尽力で再会できました。後に連れ去りの証拠類を提出しましたが、2012年4月に裁判官、調査官が交代。1年間で面会できたのは、たったの計20時間でした。調査官調査後は月に1回の面会が続いております。
		名古屋家裁	面会交流月2回は継続性の原則のもと認められたが、宿泊を要求したが却下された。ただし、調査官報告書では宿泊は望ましいと書いてもらえたことについては、評価に値する調査官であった

Q1評価：4.ますます努めた			
民法公布前		民法公布後	
奈良家庭裁判所葛城支部	DV,異性関係→精神的に不安定になった私を力づくで追い出したことによる夫の有責による別居であり、裁判所は私に対して割と同情的な判断をしてくれた。試行面接では息子が私を慕っているところが明らかにされたので、面会の重要性を夫に訴えてくれた。しかし夫側は拒否的で、月1回2時間弱、夫の監視下での面会までこぎつけるのにやっとであり、これ以上のことはできない、諦めてくれ、といわんばかりの対応だった。	熊本家庭裁判所	これは息子の離婚裁判です。面接交渉は実現している
東京家裁	試行面接を実施し、調査官調査も申立人の家で行ってくれた。	東京家庭裁判所家事第2部4	理由の一切の説明もなく、単に決まり事のように、月1回と、（妻の言い分不明ですが）、決めつけて施行進行中している

〈Q1〉 江田法務大臣は民法改正の趣旨について、「面会交流は子どもの福祉にとって大切なことであり、よほどの事が無い限り奪ってはいけない」と説明しているが、家裁（その他の裁判所含む）は可能な限り面会交流の実現に努めたか。

横浜家裁 川崎支所	離婚前に交わした誓約書通りにほぼ実行されてたから。	家裁	私たち夫婦は精神病患者であり、私の連れ子の長女も実父との面会をのぞんでおりません。生活保護受給家庭が軽く見られているのか、弁護士も乗り気ではありませんでした。なお、養育費は、いただいております。
熊本家庭裁判	それまでは面会実現出来ていなかったのが、裁判所の計らいで実現出来た。	東京家庭裁判	調停委員も裁判官も面会について相手方弁護士に伝えてはくれるが、実際は意地悪ばかりされ、子供たちに会えない。法律が変わらないと、子供たちに会えない。
		横浜地方裁判所横須	間接強制を行うことが可能という見解を家庭裁判所が表明する内容の面会条項を、相手方の反対があったにも関わらず成立させた。しかしながら、将来のイベント等については特定ができず、遺恨が残る内容となった。全体としては、現行でできることを行なってくれたとの感想。
		東京家庭裁判	面会交流の実現には努めたが、回数が月一回であり、非常に少ない。月一回あればいいだろうという認識があるようだった。

Q1評価：5.最大限努めた	
民法公布前	民法公布後

〈Q4〉江田法務大臣は、「家裁調査官は、親子の再統合というようなことまで考えていろいろなことをやりますから、家裁調査官の仕事には大いに期待したい」と発言していますが、調査官は、親子の再統合ということまで考慮して仕事をしていますか。

Q4評価：1.全く考慮していない			
民法公布前		民法公布後	
東京家裁	全くない	神戸地裁 尼	連れ去り別居を当然のように考え、「誘拐ではないか？」と指摘しても、「全く自然の事。誘拐でもなんでもなし。」と対応された。
福岡家庭裁判所	家裁の調査官は、事の表層のみを扱っていると感じます。親子の再統合は子供の虐待からも最重要課題です。しかしながら、私を担当した調査官は、その点について知識は皆無だったし、現状で丸く収めることを優先しました。深く掘り下げることはしません。倫理も真実も適用しませ	熊本県家庭裁判所	相手側（子供を連れ去り同居中）の意見だけが重要視され、こちらの意見は否定的。
福岡家庭裁判所	調査官の話はいつも、「母親が死んでいる。」と元夫が嘘をついている事を、大前提にしています。「死んでいる。」事になっているんだから、私たちが本当のことを娘さんには言えないと発言しました。	富山家庭裁判所 高岡	全く仕事になっていない。従来どうりの考えのままである。当事者の意見を真摯に受けとめて行動しようといった気持ちさえ感じられない。
松戸家庭裁判	離婚後の単独親権制度のため、どちらに親権を認めるかだけの判断のための子供への調査でした。親子の交流は、毛頭考えられていません。	前橋家庭裁判	調査官からは、「父親なんていなくても母親がいれば子供は育つ。養育費を出すのが父親の義務。それ以外は認めない」と断言された。
横浜家裁	親子の再統合に向けての意見がない	千葉家裁 佐倉	ただ妻に監護権を認めさせようと進めてきます。
東京家裁 立川支部	裁判所の監視カメラのある部屋で、会えと勧められましたが。私は、犯罪者・病人ではないので怒って拒否しました。	長野家庭裁判所	親子関係に関しては全く考えられていない。調停時、面会は出来ない、「親権は次回の課題にしましょう。譲れる部分を考えて来て下さい。」と言われた。調停中の面会と親権を一緒に考えている。私は、調停期間中に面会したいと言っているのに、「相手が了解しないと出来ない」と面会について相手を説得すらしてくれない。
横浜家庭裁判所	面会交流の実現と子供の利益。一月月に2時間、食事を一緒にとることもできないような面会交流の条件に合意することを促すような家裁調査官に実際の親子の再統合というよりもいかに目の前の調停を終了させるか、ということにしか関心をもっていないように感じられる。	神戸地裁 尼崎支部	法務大臣のおっしゃられた【子の利益】は、全く通じてなく、国が改善しようとしている母子家庭、生活保護を量産している。
大阪高裁	元夫が暴力を振るっていたことを考慮していない。	さいたま家裁 越谷支	相手方の協力が得られない。相手方の精神面ばかりを話題にだし、それが子供に悪影響を与えると判断ばかりであった。
		大阪家庭裁判	調査官は、調査官命令が裁判官から出されていないので調査はしていない。夫婦間の争いが子の引き離しに至っており、やむを得ないと記された。
		米沢家庭裁判	調停の開始から、切り離す意図しか感じられなかった。
		横浜家庭裁判所 川崎	履行勧告を依頼しても、施設の予約がとれないから、施設の空き状況と相手の都合が合わないからと断られたと調整努力を怠っている。
		大阪家庭裁判所 家事調停第	私から円満調停を打診したが、相手方が離婚の意思が固いことだけを告げられ、離婚を進められた。
		京都家裁	あくまで慣例、判例主義。
		東京家庭裁判所 立川	調査官は「結局は全て審判官次第ですから。」「中立の観点から、お父さんには会ってはどうかというような働きかけは一切できない。」と明言
		東京家庭裁判	私のアパートと当時通っていた、保育園を調査したけれど、妻のアパートはまったく調査していないにもかかわらず、妻には特段の問題はないと。調査報告書に書いた。
		さいたま家庭裁判所	私の子の引渡し審判において、調査官は娘に対し「調査官はパパとママの話し合いのお手伝いをしている。」としながら、三人で暮らせるとの期待を抱かせないことに留意したと調査報告書に記しています。
		東京高等裁判	父親に親権が指定されていたにもかかわらず、全くそれを考慮することなく、父子が面会出来ていることも分かっていながら、別居期間のみを理由に、親権を覆した。
		長崎家庭裁判所	夫婦関係、面会交流、婚姻費用、夫婦同居義務、の調停を行っていたが、平成24年6月5日、一斉に不調と決められた。親子の再統合をせめても考慮するならば、面会交流の調停は続けても良いのと思った。しかも、長女は、別居後体調を崩していると相手方は主張していた。
		熊本家庭裁判	調査官を送ることなく離婚になりました。

〈Q4〉江田法務大臣は、「家裁調査官は、親子の再統合というようなことまで考えていろいろなことをやりますから、家裁調査官の仕事には大いに期待したい」と発言していますが、調査官は、親子の再統合ということまで考慮して仕事をしていますか。

さいたま家庭裁判所 川越支	早期の離婚成立を最大の目的としている。
横浜家庭裁判所	発言がない。
大阪簡易裁判所	「めんどくさい」という理由で試行面接を拒否された。酷いを通り越して呆れる。
横浜家庭裁判所	調停すら欠席するような調査官であるので。「調査官に出頭勧告できますか？」と私は調停員に言いました。
広島家庭裁判所	調査官は「片親訴外による病」に関する知識を全く持ち合わせていない。裁判官も然り。
横浜家裁	調査官は心証的判断が多すぎる。人間として重大な能力欠損。心理お宅で、人間社会に罪を犯しているろいっても過言ではない。重大な事実をこちらは持っている。真実を丁寧に調査し明かした後罷免、弾劾裁判予定。
宇都宮家庭裁判所 大田原支	子供と同居している方の親の主張ばかり聞き入れており、子が抱えている心の葛藤には一切触れようとしなかった。同居親の気持ちを察して、その狭間で子供が本心でないことを口にしてしまう等といった心理状態を理解していない。
石垣支部	調査官は「父母の両者の話し合いで決めてやっていかないといけない」との立場。その立場の理解は出来るが、親権者である母が何かと理由を付け面会をしないため現実的には話し合えない状況。にもかかわらず、調査官は踏み込んだ立場には立って行動していない。
東京家庭裁判所	申立人の嘘を鵜呑みにこちらに伝えてきていた。子供との面接を奥様は大変喜ばしいことと言ってらっしゃいますと私に伝えてきたものの、実際子供と会えるようになったのはだいぶ先のこと。嘘もみぬけない程度の調査員。
家裁	子どもの年齢が何歳に達したらきよびできるのか、明確にしていきたい。
名古屋家庭裁判所 岡山家庭裁判所 児島	弁護士の妨害行為
京都家庭裁判所	自分が会わせたくないという理由で子どもと断絶させる元夫に対し、子どもの人格形成や、結婚観、家族観にまで悪影響をおよぼすということなど 子ども目線の事情や子どもの心情に配慮した説明、説得をしていない。
東京家庭裁判所	調停委員は女性の味ばかりして、感情に流される。事実と証拠を根拠に話をしないばかりか、無責任に面会は大切だというだけ。子供を連れ去り交渉カードにする相手方には無意味な発言ばかり。子供に会えるという結果には関心がないようで、所詮他人事。連れ去った人間が勝つ様に
横浜地方裁判所 横須賀支部	幼稚園、保育園、小学校、中学校、高校で行われるイベントを除く、将来的に発生する子らのイベントに参加することに関して、相手方が不履行を行なったことに対し、家庭裁判所の調査官は、履行勧告を発行すると当方に伝えながら、相手方には履行勧告は実際には発行していなかったうえ、相手方に情報提供を事実上停止することをアドバイスした。結果として、将来的に発生する子らの各種イベントに参加することが難しくなった。
神戸家裁 本 山口家庭裁判所 周南	面会交流は子供の権利であるが、家裁は子供を連れ去った片親の意見を優先させている。夫婦で会いたくないからと言う理由は全くもって理屈に合わない。調査官や調停員は子供の事を一番に妻の一方的な連れ去りについて全く触れず、引き離しにあって現在の現在を中心に考えている。出て行った理由は妻の我儘と理解していても、母親優先と調停員から言われて納得いかない。母親の行為は虐待と思う。
京都家庭裁判所	相手方が事前合意を破り、こちらにはDVなどもないにも関わらず、こちら悪者に仕立て上げようとしているように感じた。とても中立にたったようには思えない。
秋田地裁	秋田家裁では、子どもが会いたくないと言えは会わせないのを原則としている（これは家裁委員会の議事記録で公開されている）。調査官はこの考えに基いて報告する。ちなみに片親疎外についてよく知っているが、報告書では採用しない。

<Q4> 江田法務大臣は、「家裁調査官は、親子の再統合というようなことまで考えていろいろなことをやりますから、家裁調査官の仕事には大いに期待したい」と発言していますが、調査官は、親子の再統合ということまで考慮して仕事をしていますか。

松江地方裁判所益田	「子どもが父親の存在を知る」範囲の面会交流で良しとする傾向が裁判官にも調査官にもあると感じました。本当の「再統合」とは、生活の中で実質的な親子関係を築くものであると思います。
東京家庭裁判所	結論ありきで調査している。調査でいくら相手方の監護の問題点の指摘をしても結論は、「（連れ去り後の）監護の継続性を否定するほどのものではない」である。また、審判中に調査官から「この件は監護権は、（連れ去った）相手側に渡して、面会交流を行うのが、一番いいのです」と明言された。親子の再統合という考え方は微塵も感じられなかった。
名古屋家庭裁判所	裁判所が介入することで、時間だけが過ぎていき子ども達の面会が中々実現されない。試行面会後の調査官報告書も内容に不備があると指摘すると口頭で裁判官に伝えてあるといい、あまりにも怠慢であり、調査官の役目は果たしていない。
東京家庭裁判所鶴岡	審理不尽。
山形家庭裁判所鶴岡	子どもではなく母親の精神疾患を中心に考えたい
家庭裁判所宇部支部	高裁の裁判官ですら、和解の中でも面会を増やしてくれるなら離婚に応じると主張しても月2回未満しか和解の席ですら認めないと言い張る
さいたま家庭裁判所川越川越支部	調査報告書には、生後三ヶ月で連れ去ったにも関わらず、それを肯定するような内容、連れ去った結果の養育状況を評価する内容のみしか書かれておらず、生後三ヶ月で母子の絆を断絶したことについては一切触れていない。生後三ヶ月で父親により母親と引き離されたという事実は、親子の「再統合」以前の問題と思われるが、それについては完全に度外視。
名古屋家庭裁判所岡崎支部	女性調査官が男性は家事ができないと決めつけたコメントを言っていた。男性に対する偏見があるようだった。事務的すぎ、結論ありきのようだった。
名古屋家庭裁判所	面会交流をするのに理不尽な要求を突き付けられ、こちらが拒むと、もう調停の時間はもう終わりなので、これが呑めないのなら面会できません等、半脅迫的な態度で迫ってくる。
横浜家庭裁判所	審判官は離婚は離婚は夫婦が勝手にやればよい。離婚と子供は関係ないといったが面会の実行は時間を経た施行面会のみで、子供が嫌がっているという理由で今まさに口頭で面会に制限をつけようとしていることを言った。そういった大臣の示唆に対し、推進能力は低いと評価。また、時間だけが過ぎていくこと、子供の成長に関われないことに鈍感で無責任は発言が多い。当方弁護士は厳しく指摘しているが馬耳東風、裁判所的な一般論と根拠のない試行面会の状態から心証理
さいたま家庭裁判所	紛争を解決させることが優先で、子供の気持ちを配慮した言動は見受けられない。誘導質問を続け、月1回に誘導していく様な家裁の運用であった。
さいたま家庭裁判所	紛争を解決させることが優先で、子供の気持ちを配慮した言動は見受けられない。誘導質問を続け、月1回に誘導していく様な家裁の運用であった。
鹿児島家庭裁判所	そもそも調査官調査自体行われませんでしたし、こちらから面会交流についての意義などを質問しても、まともに答えようとはしませんでした。「親子の再統合」ではなく、元妻側の顔色ばかりを気にしていたように思えます。まともに調査しようとする気配が感じられませんでした。

Q4評価：2.あまり考慮していない		民法公布前	民法公布後
さいたま家庭裁判所（浦和）家	面会調停時の若い調査官は、調停員と共謀したくらいの威圧的な離婚要求を行った。自分は犯罪を犯したかのような威圧的な発言が受けた。我が子に会うために苦渋の選択にて離婚に向けた話し合いを行って見たが、面交の話は放置されその威圧的調停内容に不愉快さを感じた為それを離婚合意を白紙撤回し不調とした。。審判時の調査官は、施行面会後の私への対応は良い印象では	前橋家庭裁判所	審判前の調停時には、月2回の面会や宿泊を認めるよう相手に言っていたと私には言って言いましたが、審判の席では、相手が子どもが言っている事を鵜呑みにして。しかも相手の言い分をそのまま認めるよう強い調子で裁判官と一緒に言っていた。理解ができない。
横浜家庭裁判所	「子供がかわいそう」のような一般論的な発言が多く、個別の家庭状況を把握した上で、子供の心理を慮って、という様子はなかった。	さいたま家庭裁判所	家庭調査官が決めつけが多く、こちらの意見を聞かないで何度も判断する場面があった。20年以上やれていることを再三いわれるが、自分のフィルターに通して考えてしまうことに気がついていない
竹田市家庭裁判所	母親優先で、子供に会いたいのであれば、相手の言うとおりにした方がいいと話をもらっていかれました。	大阪家庭裁判所	親子の再統合に関して、当てはまるのかどうか解りかねますが、家庭の再構築と意味で捉えるとすれば、あまり考慮していない(今考える段階ではない)という回答になります。
		高松家庭裁判所	事務的としかしいようなない対応。
		岡山家庭裁判所	親権者の承諾がないと何も出来ないようです。何を調査するための専門官なのかわかりません。

〈Q4〉江田法務大臣は、「家裁調査官は、親子の再統合というようなことまで考えていろいろなことをやりますから、家裁調査官の仕事には大いに期待したい」と発言していますが、調査官は、親子の再統合ということまで考慮して仕事をしていますか。

	oosaka kateisai bannsy	houkokusyononaiyougafuhonni
	千葉家 庭裁判 所佐倉	あまり
	横浜家 庭裁判	面接交渉権とは、子どもが親に会うかを選ぶ権利で、父親のあなたの権利では無い。 子どもが会いたくないと言っている以上、子どもに悪影響をあたえる。
	東京家 庭裁判 所家事 第2部4	考慮しようとしている様に見えるが、対応が面倒なのか、妻側の会話後、一変して変わる。
	大阪家 庭裁判	現場判断までで、面会交流は視野に入っていないようにおもわれる。
	富士家 庭裁判	現象維持で片付けられてしまいました。
	名古屋 家裁半 田支部	双方が離婚に対して合意していたので、そのような話はなかったです。
	東京家 庭裁判 所立川	調査官もただの伝言役です。

Q2評価：3.どちらともいえない

民法公布前		民法公布後	
東京家 裁	本件の家裁調査官（伊藤由紀夫氏）は、調査官調査時に私の家まで来てくれ、そこでじっくりと話を聞いてくれた。子どもたちとの面談調査も、私の要望を受け入れてくれ、私の家に子どもたちを呼んで行ってくれた。そこは大いに評価したいところではあるが、最後の調停時には調停室で何も積極的に発言せず、相手方が了解しないことを理由に不調となっても何も言わなかった。調査官として積極的に親子の再統合を目指して調停をリードして欲しかった。	宇都宮 家庭裁 判所	裁判時の担当調査官の調査報告には、どちらが親権者となった場合も監護態勢に、子の福祉を害する問題は認められないと記述している。
横浜家 裁 川 崎支所	現在、面接拒否の理由に「下の子(小3)が1人では行きたくない」という理由で月/2回の面接の誓約書を年3回にと相手方が発言。年末に下の子と面接する機会があったが、お父さんと一緒に見たいDVDがあり、1人でも行けると発言していた。現在、家裁からの審判待ち状態。	東京家 庭裁判 所	そのような雰囲気はあまり見せないです。
横浜家 庭裁判 所川崎	調査官が調査していたかわからない。※調査官の氏名がわからないため記名していない。		
熊本家 庭裁判	あまり事実を知らない		
福島家 庭裁判	Q1の理由と同じ。		

Q4評価：4.ますます努めた

民法公布前		民法公布後	
		大阪家 庭裁判 所	こちら側の価値観も理解した上で対応されようとしていることは、十分把握できました。但し価値観が異なるからという理由で、子供との面会が遮断されるというも疑問に感じます。そもそも正常な夫婦においても価値観は異なるものであり、色々な価値観があるということ自体が、子供にとって学ぶべきことのひとつでもあると思います。
		大阪家 庭裁判	何とか会えるようにしますからと、会わせようとしないう調停の中で一人励ましてくれた。
		東京家 庭裁判	途絶えてしまっている面会交流をまずは再開させるように努めてくれた。
		名古屋 家裁	私の事件を担当した調査官は、宿泊を推奨してくれました。若い調査官であったので柔軟に対応していただきました。

〈Q4〉 江田法務大臣は、「家裁調査官は、親子の再統合というようなことまで考えていろいろなことをやりますから、家裁調査官の仕事には大いに期待したい」と発言していますが、調査官は、親子の再統合ということまで考慮して仕事をしていますか。

Q4評価：5.最大限努めた	
民法公布前	民法公布後
仙台高等裁判 大阪家裁 水戸家庭裁判所下妻	福島家裁の調査官両名には何度も大変真摯に話を聞いて頂き、公平で正しい判断、調査報告書を提示していただき感謝しています。 長女がPASにかかっているのは母親の影響によるもので、調停の段階までは父を慕っていたのは間違いないとし、早期に定期的な面会交流を開始し、父の愛情を未成年者らに伝えることが望ま 調査報告書の中に子ども達は、父親のことも母親のことも大切に想っているというような内容の記述がたくさんあった。どちらかに肩入れすることなく、現監護親と非監護親との交流をどちらも大切に考えてくれているように感じた。

〈Q5〉 豊澤最高裁判所長官代理は、今回の民法改正について、「随時各裁判所に対して周知を行ってきた。今後更に法改正の趣旨を踏まえた事件処理が図られるよう、必要な情報の周知に努めていく」と発言していますが、本民法改正の趣旨が、裁判所に伝わっていますか。

Q5評価：全く伝わっていない		
民法公布前		民法公布後
東京家裁	調停官・調停員・調査官には全く伝わっていない。調停員・調査官には自分で伝えたが上の空状態	熊本県家庭裁判所 そのような話題が全く出なく、只、事務的に早く済ませてしまおうという、雰囲気がありありで、余計な事は喋るなど言われた。
竹田市家庭裁判所	母親優先の考えで、子供が人質みたいなものですべて不利な条件で話を進められてしまいました。	富山家庭裁判所高岡 伝わっていない。
福島家庭裁判	調停委員はこれらの話題について全くの無知だと思います。	前橋家庭裁判所 周知したかどうかは知らないが、裁判官には全く伝わっていないと感じる。
		千葉家裁佐倉 直接話はまだしていませんが、調停の進め方からは伝わっていません
		長野家庭裁判所 面会を実現させようという説得をする気がない。「調停だから…」と双方の言うことを伝えるだけでまるでボイスレコーダーのようだった。子供の気持ちは一度も話に出てこない。妻は自分の気持ちだけを考えた要望で子の幸せというものは考えられていない。
		宇都宮家庭裁判所 裁判の中で、今回の民法改正に関する資料提出や意見を書いたが全く無視された。
		東京家庭裁判所立川 改正をまだ日程で調停が行われたが、審判官、調停員ともに法に精通していなかった。
		神戸地裁尼 民法公布前
		さいたま家庭裁判所越谷支 面会交流は子どもの福祉にとって大切なことであるとは考えておらず、相手方の協力が必要とばかり。結局は、裁判所は仲裁をする気はなく、最後は自分たちの問題と言っているとしか受け取れなかった。
		大阪家庭裁判 極度の拒絶がある(虐待がある)ことを認めながら、父子関係については何ら対象とされなかった。
		東京高 高葛藤を理由に面会交流を却下された
		米沢家庭裁判 調停員、調査官共に、子と合わせない方向の対応しかできない。調停に1年もかかって、多大な時間と費用(弁護士費用 自動車1台分)がかかったのに、不調となった。
		横浜家庭裁判所川崎 相手側は弁護士が代理人がいて、私は代理人を立てていないから、別居親の要望や意見は尊重されていないように感じている。
		大阪家庭裁判所家事調停第 私からハーグ条約についても打診しましたが、面会交流は親子しか定義されておらず、子の祖父、祖母について面会することは考慮しないとはっきりと言われました。
		東京最高裁判所 「民法766条改正の趣旨に反している」と明確に理由を記載して抗告したが、裁判官は「抗告人の本件申立は理由がないから却下すべきもの」「変更する事情がない」として、抗告人の訴えを無視して判断している。
		東京家庭裁判所 調停案項に夫の了解無しにはロシア国を含む外国に長女を連れ出すことは出来ない。と書かれていたにもかかわらず、長女の旅券が無効になっていたにもかかわらず。出国させた。現時点でも5ヶ月間にわたって会えていない。
		oosaka kateisai bannsy sinpanndekotiranosyutyougamitometaretagamennkainojikannkaisuugasukunasugiru
		さいたま家庭裁判所 08年に面会交流を拒絶する申立をした経験のある元妻が、今年の審判でも審判後の面会条件などを一切提示しないにもかかわらず、審判官は子を母親に引き渡せとしました。
		東京高等裁判 第2審判決では、母親に親権を変更するにあたって、連れ去りと引き離しについては全く判決文で理由すら触れなかった。
		千葉家庭裁判所佐倉 面会交流よりも、離婚の調停を優先して機会を作らなかった。

〈Q5〉 豊澤最高裁判所長官代理は、今回の民法改正について、「随時各裁判所に対して周知を行ってきた。今後更に法改正の趣旨を踏まえた事件処理が図られるよう、必要な情報の周知に努めていく」と発言していますが、本民法改正の趣旨が、裁判所に伝わっていますか。

長崎家庭裁判	離婚前に面会交流を決めることの重要性を示した法務省作成のパンフレットを私が持参し、調停員へ説明しなければいけなかった。
熊本家庭裁判	母親の精神状態が異常だとどんなに主張しても、幼い子供の親権は母親という態度は変えませんでした。
東京家庭裁判所	調停中に裁判官はおらず。調停員が問題事案は報告して判決になればこうなると助言することになっていて、此処の事案に関しての色はださぬような印象であった。(今までの判決どおりは崩していない。) 別に; 面会履行罰則がないの合意がとれても意味がないとよく裁判官はわかっている。その意味ではかなり伝わっている。
横浜家庭裁判所	発言がない。 一体誰が伝えてくれるのでしょうか?
仙台北等裁判	非監護者が子どもに会いたいのなら、いわゆる人質交換、交渉を平気で当たり前のように行っている。
横浜家庭裁判	口では、子どもの成長には父親と会うことは絶対必要だと思うと言ったが、子どもの心も計れず、子どもが会いたくないと言っているとの理由で、面会交流は、させられないとのこと。
大阪簡易裁判	a
広島家庭裁判	裁判官は、妻の連れ去りを「違法とまでは言えない」とし、面会が事実上ゼロである現状にも一切配慮せず、妻側に親権を認める判決を下した。
宇都宮家庭裁判所大田原支	子供と同居している親を親権者に指定することが当初から裁判官の心証にあるため、その他一切の事情は考慮されていないと感じた。
家裁	裁判所並びに調査官や調停員、さらに当方弁護士も相手方に味方しています。
名古屋家庭裁判	子供は女性が育てるものだと最初から決め付けている
岡山家庭裁判所児島	弁護士の妨害行為
京都家庭裁判	生き別れて2年、調停起こしてから成立まで1年半、とても解決が遅いから。
神戸家裁 本	子供の福祉を最優先で考えるべきだが、事務的に処理件数を達成する為機械的。
山口家庭裁判所周南	連れ去りを行った母親を子供の監護は優位。夫婦関係(円満)調停も同時で行っているが早めに終わらせたほうがいい。離婚を考えたほうがいい。など調停員の口から数回間違いなく発言あった。
秋田地裁	最高裁からの配布資料を陳述書の附録として提出したところ、裁判官は知っていた(が再結合については何も考えていないようだった)。調査官は全く考慮していない。事実をねじ曲げた報告書を、2度にわたって作製している。裁判官は基本的に、その報告書を尊重する方針であるよう
松江地方裁判所益田	従前の「子どもが父親の存在を知る」範囲の面会交流で良しとする傾向が裁判官にも調査官にもあると感じました。
福井家庭裁判所 武	面会交流のあり方について、再三裁判の中で訴えてきたにもかかわらず、判決内容には一切反映されていない。
大阪家庭裁判	766条の趣旨などを説明しても笑い飛ばされただけ。
名古屋家庭裁判	766条に関して話をしても、当初無視をされた。
大阪家裁	DVや離婚案件でもないのに、子供との面会交流を禁止しながら、何ら審理すらされないまま事件を8ヶ月放置していたから。
大阪高裁	民法改正の趣旨を反映せず、単に原審のまま(月1回のみ面会交流、その他は禁止)とする決定をした。
東京家裁	審理不尽。

〈Q5〉 豊澤最高裁判所長官代理は、今回の民法改正について、「随時各裁判所に対して周知を行ってきた。今後更に法改正の趣旨を踏まえた事件処理が図られるよう、必要な情報の周知に努めていく」と発言していますが、本民法改正の趣旨が、裁判所に伝わっていますか。

山形家庭裁判所鶴岡	具体的にどの様な指導をし、具体的にどの様な報告を受けたという具体的事例が無いまま「やりました」と言う報告だけで、評価はできない。どの様な周知をしたら、この様な結果が出たいという報告でなければ評価はできない
家庭裁判所宇部支部	裁判官に連れ去られて子に会えない別居親の考えは通用しないと感じる月1回以上の面会はなかなか認めようとしな
東京家庭裁判	調査官は理解していたようだったが、女性の調停員の発言から伝わっていないと感じた。
名古屋家庭裁判所岡崎支部	何が変わったのか解らなかつた。
名古屋家庭裁判	法改正前を知りませんが、法改正で何が変わったのでしょうか？月1回が当たり前なんですか？
盛岡地裁	保護命令では、子との交流が強制的に禁止されます。子の福祉の観点から、引き離される親子の関係性をしっかり調査して欲しい。
さいたま家裁	家裁の運用が全く変わっておらず、法律の主旨すら知らない調査官や調停委員であった。家裁の問題を投げかける問い合わせ窓口すらなく、自助努力できない裁判所は問題である。
さいたま家裁	家裁の運用が全く変わっておらず、法律の主旨すら知らない調査官や調停委員であった。家裁の問題を投げかける問い合わせ窓口すらなく、自助努力できない裁判所は問題である。
鹿児島家裁	結局のところ、裁判所のスタンスは全くと言っていいくらい変わっていません。ですので、民法改正の周知が行われたとは到底思えません。これは私に限ったことではなく、他の当事者ケースの話聞いても同様の結果です。民法改正が形骸化していることに危機感を感じます。

Q5評価：2.あまり伝わっていない

民法公布前		民法公布後	
熊本家庭裁判	事実を詳しく知らない	神戸地裁 尼	こちらが民法改正に沿って、「子の利益」と発言しているが、調停委員などは未だに真意不明な「子の福祉」と言ってくる。「福祉」と「利益」の違いも把握されていなかった。
		高松家庭裁判	公務員特有の事なかれ主義である。保身のかたまりである。
		大阪家庭裁判所	このサイトのことは裁判所としても知っているようでした。ただ、連絡を忘れていたりすることがどうしても理解できません。公務員として安定した位置で仕事が出来たため、危機感や使命感がなくなるということなのでしょうか。
		京都家庭裁判	前述と同じく、全く心を感じない。
		岡山家庭裁判	裁判所が行う業務と理解していないと思う。また、どこまでやって良いか具体的な規定が整っていないのではないかと。
		横浜家庭裁判	とにかく早く裁判を終わらせようという意識が感じられ、私に強く妥協を求め
		さいたま家庭裁判所川越支	なし
		横浜家庭裁判	子供の福祉を第一に考えるべきなのに、それが置き去りになり、同居親が主体に話されることが多い。
		横浜家裁	調停員 清水富美江は異常なほど女性びいき。調停員として不適切であると断言する。先の調停不調時、婚姻費用を裁判所テーブルの最大金額を敢えて了承したにも関わらず、引き離し妻に離婚で財産分与で取り返せば良いなど裁判官が去った後中立的立場の人間が片方に肩入れした発言をした。ICレコーダで録音しているので、これも裁判所に罷免とやり直しを問う予定。
		東京家庭裁判所家事第2部4	いいえ、月1回のもものと決めつけて話している
		大阪家庭裁判	離婚調停を解決する為に、面会交流は 今決める必要がない。と、言われた。

<Q5> 豊澤最高裁判所長官代理は、今回の民法改正について、「随時各裁判所に対して周知を行ってきた。今後更に法改正の趣旨を踏まえた事件処理が図られるよう、必要な情報の周知に努めていく」と発言していますが、本民法改正の趣旨が、裁判所に伝わっていますか。

東京家庭裁判所	裁判までしていないので、正しく返答ができませんが私の弁護士は元名古屋高裁の裁判長だった人ですが離婚関係のことは疎かった。やる気の問題もあるとは思いますが伝わるとは感じられない
京都家庭裁判所	勝手な連れ去りを禁止する合意書などがあっても関わらず、それを取り上げず、面会交流まで8カ月もかかったことを思うと、とても周知されているとは思えない。
さいたま家庭裁判所	面会は必要ですと口では言っているが、行動が伴っていない。
越谷支店	
富士家庭裁判所	裁判所は勉強不足のようで知りませんでした。
東京家庭裁判所	結論は「連れ去った側に監護権」「面会交流は月一回」であり、民法改正の趣旨が伝わっていない。円満・監護権・面会の3つの審判があったが、上記結論につなげるために、誰でもわかるような事実の改ざんまで行いストーリーを作成しており、趣旨がいきわたる以前の機能不全・レベル
名古屋家庭裁判所	伝わっているのなら、監護者指定や面会においても、計画的で不当な子供の連れ去りをきちんと精査すべきだが、今回「連れ去りありき」での審判であり、その不当性については、あえて触れないといった杜撰な、過去の判例のみの審判であった。証拠すら無視され、「連れ去りがち」「現状追認」の判断がなされた。
さいたま家庭裁判所	上記の調査報告書の通りです。しかし裁判官は、その報告書を受けた即決はせずに、再度事実確認をし出したため、裁判官に期待しております。
横濱家庭裁判所	上記により、当事者間の判例から、大きな進捗はないと判断してる。子供の連れ去り勝ちの状態は大きく改善されているとはいいたい。

Q5評価：3.どちらともいえない		民法公布前	民法公布後
東京家庭裁判所第4部	民法改正前の事件のため。別途、民法改正後の裁判所の態度については、家裁通信簿に別件で入れたと思います。	前橋家庭裁判所	裁判官は私に、審判前ですが、月1回が常識だと言っていました。結果に月2回となったので、民法改正の趣旨は伝わっているのかもしれないが、面会を現在私が暮らしている実家に連れて行ってはダメ私の両親に会わせてはダメと子どもの福祉に明らかに反する制限をしているの
奈良家庭裁判所葛城	基本的には今回の民法改正以前から、私の案件に関しては親子の絆を絶たないように頑張ってくれているような印象を受けている。	さいたま家庭裁判所	どのような伝わり方をしているかわかりません
横濱家庭裁判所川崎支所	離婚が民法公布前で、現在、面接交渉調停から審判に移行しているが、調停委員、書記官同席のなか、話された内容として書記官は、趣旨を理解しているとは到底思えない発言をしていた。	東京家庭裁判所立川	確認していません。
		石垣支店	よく分からない。
		東京家庭裁判所立川	法的効力もない裁判所の基準通りに進められている。「月に1回、面会ができていんだから良いじゃないか」という態度。
		東京家庭裁判所立川	調停委員の対応は、法改正の趣旨をわきまえたものとは到底思えない。
		名古屋家庭裁判所	面会日数はかなり少ないと感じています。
		東京家庭裁判所立川	裁判から直接の指示がなく、不明

Q5評価：4.概ね伝わっている		民法公布前	民法公布後
		大阪家庭裁判所	民法の改正のことに話をふれた時、理解されていることは十分わかりました。それによる意識の差がどこまであるかは、わかりかねます。
		東京家庭裁判所	中間評議において、裁判官は相手方に厳しく注意していたが、調停委員は所詮太鼓持ちであり、役に立たない。主観で話を進めていく人種である。また法律を悪用し子供を連れ去った親とその弁護士は悪知恵が働く。法整備が不可欠。

<Q5> 豊澤最高裁判所長官代理は、今回の民法改正について、「随時各裁判所に対して周知を行ってきた。今後更に法改正の趣旨を踏まえた事件処理が図られるよう、必要な情報の周知に努めていく」と発言していますが、本民法改正の趣旨が、裁判所に伝わっていますか。

		横浜地方裁判所横須	家事審判官、調停委員の努力を全くもって無駄にする調査官が存在することで、当該民法改正の趣旨を完全なる無駄としている。しかも調停成立後に調査官が関係した結果であり、調停の主旨自体が否定される結果となっている。
Q5評価：5.かなり伝わっている			
民法公布前		民法公布後	
		水戸家庭裁判所下妻	調査官が相手方や相手方弁護士に対し、色々な交渉をしてくれた。

<Q8> 今回の民法改正の趣旨に照らし合わせて、子どもの福祉にかなう面会交流となるよう適切に行動しているかどうか、担当裁判官（審判官）を評価してください。

Q8評価：1.不適切		
	民法公布前	民法公布後
東京家裁家事第4部	調停中、直接裁判官と話をしたが、「月1回程度、1回当たり8時間程度」はごく「一般的」な面会交流頻度であり、それ以上の面会は子どもに悪影響を及ぼす可能性があるとその裁判官は発言した。また調停案を10日～2週間ほどで出すと約束したにも関わらず、5週間経って次定期日前日に、こちらの意向を全く無視した調停案を送付してきた。	神戸地裁 尼崎支部 当事者で了承しても、裁判所が交流に制限をかけてきている。
東京家裁	年配の調停官で、改正の事も知らない、調停員・調査官も内容の事は全く知らなかった	熊本県家庭裁判所 面会交流は、相手側（子供と同居）の意見だけが尊重されている。
長野家庭裁判所	後で入室し、内容を把握していないのに調停委員の”もう早くこれで決めましょう”と言われ、きょとんとしていたが若い女性の裁判官だったせいか年配者の調停委員の言われるがまま文章を読んだだけ。	富山家庭裁判所 高岡 従来どりの一般論で対処しようとしている。
福岡家庭裁判所	裁判官は、「母親が死んだと言う元夫の嘘」を、容認している。嘘を、肯定している。	前橋家庭裁判所 判決文には、いかに女性が社会的に不利な状況で守るべき対象かというのが延々と記載されており、「子供は母親がいればそれでいい」といった文言のみ。
福岡家庭裁判所	酷な状況にある親の立場を、全く考慮しませんでした。それでいて、とても正義を語っている様子でした。	千葉家庭裁判所 佐倉 子の引き渡し審判の決定通知書に子の福祉は関係ないような事を書いてあり、全く子供の利益など考えられてません。
松戸家庭裁判所	離婚裁判では、非監護親と子供の面会交流に関して、誰も（弁護士、裁判官、調査官、調停員）、全く視野に入れていませんでした。	長野家庭裁判所 人間として最悪。子供の福祉どころか流れ作業のようなお決まりの言葉を並べ、さも、「調停は双方の意見を伝えるだけだからしょうがない」と言わんばかりだった。相手が認めなければならない。調停は相手を説得することは出来ないといわれた。
横浜家庭裁判所	子どもの福祉など考えていない。考えていれば夫婦間を調整しようとして子どもとも会わせている（そのように努力した発言等も全く無かった）。	宇都宮家庭裁判所 裁判後の面会交流調停時には、「相手方は面会交流日数を減らしたいと訴えている。」「あなたは増やしたいと訴えているが、それは現在の裁判所の判断では無理である。」私からの「もし審判になったら、相手方の面会日数減の訴えを認めるのか？」との問には「それは認めないでしょう。そして、あなたの面会増訴えも現時点では無理でしょう。」と回答した。
横浜家裁	面会交流について言及すらし	さいたま家庭裁判所 高圧的に言うだけで、全くこちら考えをくみ取っていないように感じた。
横浜家裁	民法改正の動きなど世の中の変化を伝えても全く反応が無い	東京家庭裁判所 立川 書記官が作った書類を読んだだけでした。
横浜家庭裁判所 川崎	2人の子供と十分な交流を図るには1月で1日1時間では不十分である旨を要望書に明記したにもかかわらず、特別な事情も無いのに相手方の上申書に沿った審判が下った。	高松家庭裁判所 よく分からない
竹田市家庭裁判所	母親のほうを優先	さいたま家庭裁判所 越谷支部 相手方の協力が無いと面会はできない。試行的面会も相手方の協力が得られないからできない。最後には写真の郵送を勧めてきて、面会と意味があるのかと聞くと将来、可能性が少しでも残されるという回答があり、最初から全く、面会させる気が無いと感じた。相手方の協力がなく、将来可能性があるのかと聞くとそれはわからないと回答。なぜ勧めたのと思った。
東京家裁立川	相手の本性を知っている私の意見に耳を傾けず、結果たった1回でおわりです。	大阪家庭裁判所 特別な事情が無い限り、可能な限り非監護者と子供は関わっていくべきであることは、一切審判されなかった。
横浜家庭裁判所	調書の調停条項について不備があるにもかかわらず条項が不完全であるにもかかわらず、ただハンコを押しにあらわれた印象しかない。	東京高裁 面会0判決のため
大阪高裁	元夫の暴力について考慮に入れてない。	横浜家庭裁判所 川崎 次女に変化が見られ他にも関わらず、申立が前回審判から半年しか経過していないことを理由に新たな事情が生じたとは認めがたいとして、親子関係の保全に務めたとは言えない結果を残している。本件については1月25日に即時抗告する予定である。
福島家庭裁判所	子の福祉ではなく、裁判所内の事情（判例）から抜け出せないのだと思いました。	京都家裁 前述に同じく、全くの慣例、判例主義。
		東京最高裁判所 「民法766条改正の趣旨に反している」と明確に理由を記載して抗告したが、裁判官は「抗告人の本件申立は理由がないから却下すべきもの」「変更する事情がない」として、抗告人の訴えを無視して判断している。 横浜家庭裁判所 女性が子どもを育てた方が良い、という考え方が強い。父親には「会わせてあげる」といった感がある oosaka kateisai bannsy tyuteisyuuryoukarasinpannderumade1Okagetukakatta

〈Q8〉 今回の民法改正の趣旨に照らし合わせて、子どもの福祉にかなう面会交流となるよう適切に行動しているかどうか、担当裁判官（審判官）を評価してください。

さいたま家庭裁判所	審判官は子の福祉と言いながら、子の権利を奪うことを平気でやっています。審問の場でも、真剣に話す親に対し、声を荒げて話を遮り、子に対し責任感の全く無い審判を出します。
東京高等裁判所	和解期日でも強引に母親に親権を譲るように迫ってきた。現状維持を意図していると思うが「大前提があるんだよ。」と迫り、父親の立場は全く無視された。
千葉家庭裁判所佐倉	面会交流よりも、離婚の調停を優先して機会を作らなかった。
長崎家庭裁判所	面会はおろか、手紙の送付も出来ない。結局、不調になった。8月の審判待ちである。
熊本家庭裁判所	1か月に1度というだけの表面的な事だけしか決められなかった。
東京家庭裁判所	両親が納得しているなら面会回数等はそれでいいといった感じ。どれくらいが妥当な 子どもの福祉を考えての面会交流なのか示されていない。子供のため積極的にも良いモデルに近づけるように進言すべきだと思うから。別なこと・いくら決めても決まった通り母親が面会をさせないことをよく理解しており速やかに調停が終了することが夫側に少しでも金銭的に負担をかけないことだと理解されているようだった。（今思う。）
横浜家裁	宿泊もなく、面会時の時間も設定なく、アドバイスもない。ただ、1回/月程度の面会としか。面会について、軽く考えている。
家庭裁判所	「めんどくさい」という理由で試行面接を拒否された。酷いを通り越して呆れる。
仙台高等裁判所	当事者それぞれの生活環境もあるでしょうが、『子の福祉』つまり子どもの為にというのであれば月1回程度の面交では到底”交流”とはいえない。
横浜家庭裁判所	連れ去られて4年間。調停、審判は、子どもにとっても、父親の自分にとっても、不幸な結果ばかりだった。まだ面会交流は1度もない。
大阪簡易裁判所	a
広島家庭裁判所	調停においては、判決が下るまでの3か月間に限定して月1回の面会の合意が成立した。しかし妻側はこの合意を「子どもが会いたがらない」という理由ですべて拒否。山中裁判官はこの事実を知りながら、妻に親権を与え、かつ面会交流については一切言及しない判決を下した。
横浜家裁	離しにならない調査方法、洞察力のなさ。妻に致命的過失があることも見抜けないで判断。人を裁く、見極めるにはあまりに能力が低く呆れるレベル。
東京家庭裁判所家事第2部4	いいえ、月1回のもので決めて話している。また、本来の趣旨の、子供の為の点を聞こうとしない
宇都宮家庭裁判所大田原支	裁判官が、面会交流について意見を言ったことは一度もないから。
大阪家庭裁判所	面会交流は、今回決める必要がない。と言われた。
家裁	生活保護で精神病の夫と再婚した私は親権を持つてはいけませんか？裁判所や裁判官、調査官、調停員、弁護士は何かと言うと生活保護の話をしてきます。だから、養育費も必要ないと。本当にそうなんですか？
名古屋家庭裁判所	
岡山家庭裁判所児島	弁護士の妨害行為
京都家庭裁判所	調停成立までとにかく遅いから。
京都家庭裁判所	監護者指定の審判でしたが、勝手に連れ去りを行わないなどの合意書あったにも関わらず、強制力はなく、継続性の原則を用い、相手方を監護者として指定しました。

〈Q8〉 今回の民法改正の趣旨に照らし合わせて、子どもの福祉にかなう面会交流となるよう適切に行動しているかどうか、担当裁判官（審判官）を評価してください。

秋田地裁	面会交流に関してはまだ答えがでていない段階であるので、なんとも言えないが、1年以上かかっていて、しかもまだ答えが出ていない、その間に子どもの片親疎外がどんどん進行しているのに、何も手を打とうとしていない。子どもの人権や福祉について考慮しているとは思いたい。また、引き渡せばより手厚い監護が受けられるが、移動させなくても良いというように、「現状を優先する」原則の報告書が作製されている。
富士家庭裁判	常に上から目線で脅すような発言で、いかにも私が悪いように誘導され親権、面会交流が決まりました。
東京家庭裁判所	子供の福祉を考慮して決めているのではなく、月一回の結論ありきで行動している。ただ個人的意見として、それぞれの裁判官に「子供の福祉を考慮した面会交流がどうあるべきか」を考え、判断させるのは酷だと思う。国民的合意として、ある一定の基準を設け、その基準を変更する理由があるのか、ないのか、の判断がせいぜいできることではないか。
福井家庭裁判所 武	離婚に対する一方的な理由付けが行われただけで、面会交流の内容に対する評価などは、一切判決に含まれていない。
東京家庭裁判所立川支部	現在妻が子を連れ去り別居を強行中で、「離婚しなければ子どもと会わせないと恫喝してきている旨を話し、離婚する理由はないなど申し上げるも、「離婚する気はないのか」と、妻側の主張を強く代弁されるばかりで、理性的な話し合いや解決ができない。「子どもとあえなくなったら、面会交流調停立ててください」と悠長で無関心な返答のみ。
大阪家庭裁判	子供が親に会いたがっているのに制限し、学校行事への参加も認めず、宿泊や面会以外の交流については、全て年齢と体力との理由づけて禁止された。
大阪家裁	DVや離婚案件でもないのに、子供との面会交流を禁止しながら、何ら審理すらされないまま事件を8ヶ月放置していたから。また、子供の年齢や体力を理由に宿泊や電話などの交流を禁止し、学校行事への参加も禁止したから。
大阪高	何も考えず、陳述書も読まず、原審の文言をそのまま流用し棄却している。
東京家	審理不尽。
山形家庭裁判所鶴岡	裁判の中で、子どもの権利について全く触れていない。事務手続き上のはなししか裁判で行っていない。この様なものが「子どもの成長に即した裁判のあり方ではないし、子どもの権利はどこに言っているのか？全く論外である」。
家庭裁判所宇部支部	子供の福祉にかなうどころか、裁判官の考え方や審判のせいで面に規制がかかっている状況である。
名古屋家裁半田支部	月1回7時間の面会交流を「長時間にわたる相当な面会」と審判で記述されており、「子供の福祉」の観点でなく「過去の面会交流の判例と比較した評価」に過ぎず、全くもって「子供の最善の利益」ではない。月1回の面会が、なぜ、親子のきずなや愛情をはぐむのみ相当な時間であるのか？あまりにも子供の人権を無視し、連れ去った母親を優位に受け入れている証拠であり、「公平性」の視点が全くない。杜撰である。
名古屋家裁	面会交流で相手方から出した条件として、相手方の家に近づくなどというものがあり、私はこれを拒んだが、裁判官はこれを残すことに同意したらしい。
盛岡地裁	保護命令の申し立ての特性上、過度に申し立て側の主張ばかりが鵜呑みにされた状況です。「連れ去り、引き離し」の不意打ちで、一方的に打ちのめされたところに、更に子への接近禁止命令や手紙も電話も禁止され、子の福祉への配慮は全く介在していません。
横浜家裁	子供との非監護状態、時間の改善がない問題、心証判断が独善的で連れ去り優先を根本からまったく変えていない発言の多々。裁判所に社会常識、正義は薄く、日本は他国の方々との情報から比較して異常な状態だという現実から。
鹿児島家裁	子供の福祉や面会交流についての理解度があるのか疑いたくなります。連れ去った親側の意向が最優先されています。

Q8評価：2.適切とはいえない			
民法公布前		民法公布後	
奈良家庭裁判所葛城	DV夫が怖い顔で隣で見張ってようが、約束を平気で破ろうが、とりあえず、子どもと会えればいいじゃん！的な判断を下された。	前橋家庭裁判所	離婚が成立するまでの面会交流の判断です。別の裁判所で離婚訴訟が始まっていますので、判断を先送りしただけだと思います。

<Q8> 今回の民法改正の趣旨に照らし合わせて、子どもの福祉にかなう面会交流となるよう適切に行動しているかどうか、担当裁判官（審判官）を評価してください。

東京家裁	「子どもの福祉」を審判官も唱えるが、何が本当に子どもの福祉なのか明確にしていない。監護親が嫌がるから、子どもが嫌がるから、ということとを理由に「子どもの福祉」には反するという態度を取っている。	大阪家庭裁判所	大西調査官とその上司である裁判官の方の仕事に対する使命感が感じられませんでした。裁判官の名前も入手次第お伝え出来ればと考えています。
横浜家庭裁判	「児童相談所がかかわるべき事案」とコメントしながら、交流条件については相手方の主張を丸呑みだった。	岡山家庭裁判	最初から結論が示されている。何のために長期間かけて調停するのか。その間に子供は。マインドコントロールされてしまった。
		さいたま家庭裁判所 川越支	行動が事務的である。
		横浜家庭裁判	今調停の審判官は去年の離婚訴訟と同じ判事であるが、和解期日の時に「月に1度の面会が普通だ」と発言している。
		石垣支部	調停で決めた面会が実現されていないのに、面会交流の申し立てをしても実質何も変わらず、面会が出来ない。
		松江地方裁判所 益田	「子どもが父親の存在を知る」範囲の面会交流で良しとする傾向を裁判官に感じました。
		東京家庭裁判所	裁判所の面会基準で事案を終わらせようとしている。※月に1回の面会、年内4回の1泊2日の宿泊面会。私の要求は、月1回の日帰り面会or宿泊面会、長期休暇（夏休み等）を利用した年4回大型宿泊面会（2泊3日以上）しかし、私の面会頻度案も少なすぎると思います。
		名古屋家裁	調査官が宿泊を推奨しているにも拘らず、今までの面会交流で宿泊がなかったのだから、宿泊は妥当ではないとの判断であった。宿泊は望んでも相手が拒否しているのだから、それを追認するだけの継続性の原理が採用された。
		名古屋家裁 岡崎支部	継続性の原則のみで判断してくるようだった。

Q8評価：3.どちらともいえない			
民法公布前		民法公布後	
横浜家裁 川	2011年10月に不調に終わり、裁判官より1~2ヶ月で審判をくださ旨を聞いていたが、いまだに回答がこないで答えようがない。	大阪家庭裁判	現在、進行中のため、現段階ではわかりません。結果が出次第、こちらでも記入したいと考えています。
		東京家庭裁判 所立川	未だ裁判官とは話ができていません。
		東京家庭裁判	審判が出たとしても、言い訳すれば、子供に会わせなくても法律違反には問えないから、結局連れ去った物勝ち。
		名古屋家裁	現在調停中であるため裁判官の評価ができない。
		さいたま家裁	最初から拒否する相手を説き伏せる事もせず、判断もしなかった。早く判断すれば、1年もの間親子の交流を絶つ必要が無かったはず。また、通例にならった落としどころを決めて運用している事がありありと分かった。
		さいたま家裁	最初から拒否する相手を説き伏せる事もせず、判断もしなかった。早く判断すれば、1年もの間親子の交流を絶つ必要が無かったはず。また、通例にならった落としどころを決めて運用している事がありありと分かった。

Q8評価：4.概ね適切			
民法公布前		民法公布後	

Q8評価：5.適切			
民法公布前		民法公布後	

〈Q8〉 今回の民法改正の趣旨に照らし合わせて、子どもの福祉にかなう面会交流となるよう適切に行動しているかどうか、担当裁判官（審判官）を評価してください。

	横浜地方裁判所横須	裁判官は面会交流の意義が子らの福祉にかなうことであるとの判断のもと、面会交流を最小限に抑えたがる相手方がいるなか、現行法で得られると考えられる最大限に近い内容の面会交流条項を盛り込んでくれたことを評価する。
--	-----------	---

<Q9> 今回の民法改正の趣旨に照らし合わせて、子どもの福祉にかなう面会交流となるよう適切に行動しているかどうか、担当調査官を評価してください。

Q9評価：1.不適切		
民法公布前		民法公布後
東京家裁	子を拉致した妻側の意見のみ、指導する様子も見られない。	熊本県家庭裁判所 面会交流は、相手側（子供と同居）の意見だけが尊重され、子供の福祉上、会わないほうが子供の心理上適切だと言われた。
福岡家庭裁判所	「母親が死んだと言う元夫の嘘」を、家裁の調査官がばらしてはいけなと言っていて、子供の調査をしなかった。家庭内の事情に全く踏み込まない姿勢を取っている。倫理観も無い。	富山家庭裁判所高岡 従来どおりの調査で済ませようとしており、努力意志さへ感じられない。
福岡家庭裁判所	「母親が死んでいる。」嘘に対して何も発言しないし、それを認めたくなくて調査官の子供への関わりを拒否しました。	前橋家庭裁判所 Q4の発言のとおりです。子供の福祉については全く考えていない印象があり、「あなたは子供のこの言うけど、離婚したくないからケチつけてるだけだ」と暴言を吐く始末でした。
松戸家庭裁判所	担当調査官は、子供の福祉に関して、非監護親と子供との交流には全く踏み込んでいないし、「踏み込む必要もない。」と考えていると感じました。	千葉家庭裁判所 面会交流について積極的に進めてくれません。
横浜家裁	調査官調査報告書に調査官の意見自体がない	長野家庭裁判所 調停官と同じく面会交流をさせるつもりはないようだった。6/27より子供の声すら聞いていない。子のような裁判所では「子供は母親に…」という今まで通りの悪い結果になってしまう。精神科の妻に子供が行けば子供まで精神病になってしまう。
横浜家庭裁判所	明らかな相手方の悪意についても中立の立場を強調し、相手方になにを言うわけでもない。ただの事務的な処理をする人といった印象しか受けない。何のためにいるのかわからない。なにも調査していない。ただ、調停委員が別の名目で一人増えたときか感じられない	宇都宮家庭裁判所 裁判後の面会交流調停時の担当調査官は裁判時と別の調査官だった。「本当に父親が必要とされるのは、就職の時ですからね。」「相手方がイライラしている時に、これ以上の面会交流日数の増加は無理です。今はあなたが我慢をして相手方が落ち着くまで待たぼうがいいです。」と他人事としか思えない発言を繰り返した。
大阪高裁	元夫の暴力について考慮に入れてない。	高松家庭裁判所 裁判所内で調査とはいえない。監護者の不潔な証拠を提示しても、聞き入れない全くもって女性・母親の見方。性差別である。
		神戸地裁 子供との面会交流審判で【何故、あなたは子供とそんなに会いたいのですか?】と言われた。【自営業で元々、週の半分以上、子供たちと過ごしていた。】と答えたが【そうですか。】で終了
		さいたま家庭裁判所越谷支部 最初から面会は月1度数時間程度という感じで写真だけでとまで進めてきた。調査員調査の内容は、子供が会いたくないと言っていることと相手方の精神的な面ばかり強調し、子供が私のことを覚えてないと言っているにも関わらず、会いたくないと言っているという矛盾だらけであった。しかも会いたくないと答えるほうに導いているときか考えられない内容であった。
		大阪家庭裁判所 別問題であるとの認識で、父子関係は評価されなかった。
		米沢家庭裁判所 税金の無駄遣いなのですぐに辞めさせるべき。
		横浜家庭裁判所川崎 履行勧告を依頼しても、施設の予約がとれないから、施設の空き状況と相手の都合が合わないからと調整努力を怠っている。
		京都家裁 前述と同じ。
		東京家庭裁判所立川 「所詮は審判官しだいですから。」 「中立の観点から、面会交流をすべきというような行動はとれません。」等と発言。
		oosaka kateisai bannsy somosomotyousakannosigotogananika?dokomadenohatugennkenngenngaarunokarikai dekinai
		さいたま家庭裁判所 子の引き渡しの審判での調査官ですが、面会について双方に対し「面会に協力出来ますか。」の一言程度しか尋ねていません。審判後の経過については無責任です。
		東京高等裁判所 現状維持の原則のみで判断しており、父親方の養育環境調査でも事実と違う報告ばかりをしてきた。調査の間違いを陳述書で指摘したが、それも全く反映されなかった。
		長崎家庭裁判所 子供が父親に会う意思を持っていないと調査官は判断し、それを根拠に面会をさせない方向性を出している。
		熊本家庭裁判所 片道2時間かけて愛に行かなければいけないにもかかわらず、4時間しか面会させてもらえず、これでは近所の大型スーパーで遊ばせるしか手立てがありません。
		東京家庭裁判所 此処の用件は考慮しないで 月1回が妥当。ひとによっては2-3ヶ月に1回の方も多いと 少ない方に照準をとり 調停では月1回でなっとくしてほしいという様子であった。
		横浜家裁 宿泊もなく、面会時の時間も設定なく、アドバイスもない。ただ、1回/月程度の面会としか。面会について、軽く考えている。

〈Q9〉 今回の民法改正の趣旨に照らし合わせて、子どもの福祉にかなう面会交流となるよう適切に行動しているかどうか、担当調査官を評価してください。

横浜家庭裁判所	調査官は子どもの福祉のために、ありもしないDVなどで、父親を悪人に仕立てず、父親の人権にも配慮してほしい。
大阪簡易裁判所	
横浜家庭裁判所	調停に出席もしないので。
広島家庭裁判所	調査官にそのような意識があるとは到底思えない。そもそも調査官は、裁判官の意向に沿うような調査報告書を書いたとしか思えない。
横浜家裁	罷免すべきレベル。訴訟でとっておきの真実を提出する。弾劾裁判で調査力の低さを露呈し世に晒す予定。
東京家庭裁判所家事第2部4	知らないのか、上記の通り、月1回以外ありえないと言われた。
宇都宮家庭裁判所大田原文	高葛藤家庭におかれた子供の心理を理解していないため、何も適切な判断がなされていない。
大阪家庭裁判所	調停内容が、離婚問題の調停だった為、その調停に父子間の面会交流は後日調停申し立てればいから、今は問題にはならない。ど、言われた。
東京家庭裁判所	年齢だけでは判断出来ませんが、大学出たでの人生経験も少なそうな女性ではいかがなものかと。それと調停中に途中で人が変わった。季節の人事があることは仕方ないが通して見てもらえないというのも無責任だと感じる
家裁	何度か調査官に脅されました。
名古屋家庭裁判所	
京都家庭裁判所	調査官との面談のときに、「あなたは誰の味方か」とたずねたところ、「私は誰の味方でもない」と言われた、私は「子どもの味方」という答えを期待していたので、「子どもの味方ではないのか」と再度たずねたところ、うやむやにされたため。
東京家庭裁判所	法律が連れ去った者勝ちになってるため、連れ去り親は言い訳ばかりして、子供に会わせない事が可能。連れ去られた親は、引き離される。
横浜地方裁判所横須	当方および相手方に全く正反対の主張を展開し、結果として面会交流を阻害している。
神戸家裁本	調査官調査がなかなか行われぬ。
山口家庭裁判所周南	Q6、7は確定してないが、親権の父親にも関わらず、4回目の面会で月2時間しかないことに一切の否定はなく、宿泊はやめたほうがいい。など調査官からも発言があった。。
秋田地裁	子どもが少しでも嫌がれば面会させない、ということを実行している。調査方法が不適切である、相手方の弁護士がそう報告したから、ということが理由として使われたりもしている。まったく客観性がない。また片親疎外のようによく研究されている現象について全く考慮していない。なにもかもが、家庭裁判所でやってきた悪しき前例の踏襲である。民法が改正されても、なにも効力を持っていないと思われる。
富士家庭裁判所	現状維持だと言われました。
松江地方裁判所益田	子どもが行きたくないと言っていると主張する相手方に対し、面会交流の意義や具体的な手法についてしっかりと指導していない。家裁のパンフレットに書いてあることすら指導できないのは、おかしい。ヘアレンティングプランの作成にかかわるなど、所掌事務を改正すべき。
東京家庭裁判所	月一回の結論ありきで行動しているに過ぎない。ただ、彼らに「子供の福祉にかなう面会交流とは何か」を考えさせるのは酷だと思う。上述したように、国民的合意を変更するだけ理由があるかどうかの調査がせいぜいできることだと思う。

<Q9> 今回の民法改正の趣旨に照らし合わせて、子どもの福祉にかなう面会交流となるよう適切に行動しているかどうか、担当調査官を評価してください。

名古屋家庭裁判所	試行面会後の調査官報告書があまりにも不備な内容である。1回目の試行面会は長女と次女の試行面会にも関わらず、次女の内容がほとんどなく、2回目の試行面会では次女だけの試行面会にもかかわらず、長女が申立人に会いたくないと記載しなくても良い内容がもりこまれている。悪意としか思えない報告書内容である。
東京家山形家庭裁判所鶴岡	審理不尽。 子どもの権利が中心でなく被告中心に面会交流をすすめている
家庭裁判所宇部支部	単に面会がうまくいっているから相手方の面会を減らす理由はないが、子ども幼少であることから減らす理由もないとのことつまり、現状維持。これでは月1回をしっかりと守ってもなかなか面会は増えないし、幼少のころおむつも取れていなかった為、月1回にしたが、4歳になっても面会が増えないのはおかしい
さいたま家裁川越支所	生後三ヶ月半で連れ去ったと事・連れ去りの違法性などは一切度外視し、完全に、連れ去った結果の監護状況のみを評価し、あたかも最初から現状維持をするために書かれたとしか思えない報告書です。母性や、連れ去りの違法性などは全く考慮されず、母親側には一切責めに帰すべき点や問題点はないにも関わらず、連れ去った側の評価しかしていない。
名古屋家裁岡崎支部	まったく、男女平等意識がなく、男性蔑視しているようだった。男性は家事ができないと思っているようだった。
名古屋家裁	子どものことは何も考えていません。てっとり早く終わることだけを考えています。
さいたま家裁	連れ去り直後から調査官調査を求めているのにも関わらず、連れ去りから2年後に実施している実態は、あきらかに監護の継続性に絡めた結論ありきの行動であった。
さいたま家裁	連れ去り直後から調査官調査を求めているのにも関わらず、連れ去りから2年後に実施している実態は、あきらかに監護の継続性に絡めた結論ありきの行動であった。
鹿児島家裁	元妻と子供たちの住居に訪れることもなく、元妻側の言い分を鵜呑みにし、調査官としての役割を果たしているのか甚だ疑問に思えてなりません。子供の福祉や面会交流についての説明など結局ありませんでした。

Q9評価：2.適切とはいえない			
民法公布前		民法公布後	
横浜家庭裁判	児童心理などを学んでいると期待したが、期待する役割は果たしてもらえなかった。	前橋家庭裁判	調査官は自分の所見を述べるだけで、相手が強く言い張ると逆にその言い分を認めてしまう。指導力が感じられない。
		大阪家庭裁判	大西調査官とその上司である裁判官の方の仕事に対する使命感が感じられませんでした。裁判官の名前も入手次第お伝え出来ればと考えています。
		岡山家庭裁判	調停中は子供に会えない。たった1度の施行的面会で子供が監視されている事を知っていた。施行的面会しか子供に会えない。
		千葉家庭裁判所佐倉	面会交流よりも、離婚の調停を優先して機会を作らなかった。
		石垣支部	調査官の行動は、相手方に対して、「調整をするように」と伝えた、に止まり、現実としては、依然として面会が実現しないため。
		岡山家庭裁判所児島	弁護士の妨害行為
		東京家庭裁判	Q8と同じです。
		名古屋家裁半田支部	調査官は「個々のケースに応じて書きますから」と言っていたが、自宅訪問の際の私の母親の陳述（監護補助者として）が、調査報告から抜けていたり、明らかに監護体制や子供の環境に問題ないことを認めながらも調査官報告では、偏った過去の原則を応用し、結論付けを行ったことで、一気に不信となった。結局は、過去の判例と、理不尽な原則のみで判断した事務的な処理であり、個々のケースに応じた結論ではなかった。

〈Q9〉 今回の民法改正の趣旨に照らし合わせて、子どもの福祉にかなう面会交流となるよう適切に行動しているかどうか、担当調査官を評価してください。

	東京家庭裁判所立川	妻の1ヶ月1回を好評価している。
--	-----------	------------------

Q9評価：3.どちらともいえない		
民法公布前		民法公布後
横浜家裁 川	2011年10月に不調に終わり、裁判官より1～2ヶ月で審判をくださす旨を聞いていたが、いまだに回答がこないで答えようがない。	神戸地裁 尾 回数を重ねても時間だけが過ぎ、調停前に比べて何一つ前進しなかった。
横浜家庭裁判所川崎	調査官が調査していたかわからない。※調査官の氏名がわからないため記名していない。	大阪家庭裁判所 現在、進行中のため、現段階ではわかりません。結果が出次第、こちらでも記入したいと考えています。
竹田市家庭裁判	母親優先	東京高裁 高裁のため調査官不在
東京家裁立川	私は、犯罪者扱いされ非常に不愉快でした。相手の方が、私に包丁を突き付ける犯罪者なのにと思いました。	京都家庭裁判 面会交流に8カ月もかかったので、とても適切に行動しているようには思えない。
熊本家庭裁判	それ以前のことなので。	
福島家庭裁判	調査官は適切、適正に判断してくれたと思いますが、やはりQ8の理由と同じく裁判所内の事情からはみ出す結論は出せないのだと感じました。	

Q9評価：4.概ね適切		
民法公布前		民法公布後
		大阪家庭裁判 試行面会などを通して何とか会わせようと努力はしていた。調査報告書にも何ら制限・禁止することはなく、子の健全な成長を阻害している状況であると記載してくれた。
		大阪家裁 最初の調査官は人質調停を強行していたが、後からの調査官は同席した時からとにかく会わせなければならぬという対応だった。ただし、学校関係者への調査内容を全く報告書に記載しなかった為に、相手方の虚偽が認められ学校行事に参加出来なくなった。
		東京家庭裁判 調査官補が相手方の発言を鵜呑みにして中立的ではなかった。メインの調査官は中立的で、尚かつ子どもの気持ち、子の福祉のことをよく考えて発言、相手方を説得してくれた。
		名古屋家裁 私との面談で、知らない言葉などメモをとり学ぶ姿勢を見せてもらった。そして、宿泊面会も推奨してもらったのでとても感謝しています。このような調査官が増えればよいと思った。
		横浜家裁 親子の関係をヒアリングなど十分に行いながら携えていると感じる。会うことを基本に双方が協力することを調査報告書に記しているから。ただし、審判官は非専門的であるにも関わらず、根拠の薄い心証発言をして、調査官の調査に完全に即しているとは評価できない。

Q9評価：5.適切		
民法公布前		民法公布後
		仙台高等裁判 Q4にあるとおりです。
		水戸家庭裁判所下妻 調査官報告書を見る限り、面会交流がいかに重要かがはっきりと記載されている。

〈Q10〉 今回の民法改正の趣旨に照らし合わせて、子どもの福祉にかなう面会交流となるよう適切に行動しているかどうか、担当調停委員を評価してください。

Q10評価：1.不適切		
民法公布前		民法公布後
東京家 庭裁判 所第4部	子どもたちともっと柔軟に頻繁に会えるよう、調停時をお願いしたが、相手の態度が頑だといいて取り合ってくれなかった。相手を説得するよう依頼をしたが、調停の場は説得などしない、と一蹴され逆にあきらめるよう「説得」された。また自分は子どもの問題の専門家だ豪語した女性委員は、子どもたちが15歳になるまで待てばいいとアドバイスしてきた。全く他人の気持ちかわからない人間が、調停委員をしていると思う。	神戸地 裁 尼 崎支部 面会交流の回数を増やすのに、何故そんなに会わないといけないのか？と理由を求めてくる。
東京家 庭裁判 所	子を拉致した妻側の意見のみ、指導する様子も見られない。	熊本県 家庭裁 判所 面会交流は、相手側（子供と同居）の意見だけが尊重され、子供の福祉上、会わないほうが子供の心理上適切だと言われた。手紙や、プレゼントを送ったらどうか、と言われた。
長野家 庭裁判 所	”生活費払わないなんてあんた飢え死にさせる気か” ”子供が会いたくないと言えば会う必要ないしできない。あきらめろ” 当調停で離婚決定でないのに”離婚なんてもったいないなあ(笑)” 上記発言より適切とは思えません。	富山家 庭裁判 所高岡 基本的に関心がない。
福岡家 庭裁判 所	おおそ半年で審判に移行するという制限の中で、元夫と私の間での交流方法についての話し合いはありましたが、子供の立場や子供の視点に立った発言は皆無でした。「子供の福祉って、何ですか？」という私からの質問に、調停員は押し黙っていました。アメリカと日本では、調停の意味合いが全く違っていました。	前橋家 庭裁判 所 男性と女性の調停員がいたが、女性は「子供は3歳にならないと他人を認識しない。だから3歳まで会わなくてもいいでしょ」と発言した。男性は比較的中立な立場だった。
福岡家 庭裁判 所	大人の折り合いを付けることに、終始しました。子供の視点や発言は考慮していません。	千葉家 庭裁判 所 虐待など起こる訳がない、子供には母親が必要だから監護権を認めさせようとし、妻の育児放棄、夜遊びを指摘するとあなたも仕事しているから一緒だと言いつけり
横浜家 庭裁判 所	子どもの福祉など考えていない。考えていれば夫婦間を調整しようとして子どもとも会わせている（そのように努力した発言等も全く無かった）。	長野家 庭裁判 所 調停員と同じ。調停が何もアドバイスをしなくて守秘義務だからと相手が私に伝えたいことだけを伝えてくるのであれば、調停は協議よりも話が進まない。子供と会えるまでの期間が長くなってしまっただけの無駄な時間に思えてしまう。
竹田市 家庭裁 判所	最初から母親優先の考えで、母親の見方をしてこちらの意見は聞いてもらえませんでした。	宇都宮 家庭裁 判所 裁判後の面会交流調停時の担当調停員は、「第2・第4土曜日に面会交流、長期休暇中には宿泊を伴う面会を認められていて、他の人達よりも多く会っているのに、なぜもっと面会日数を増やしたいのですか？」いかにも面倒な問題を長引かせないでほしいという態度だった。面会交流に関して、真剣に考えてくれている調停委員は本当に少ないと実感した。
横浜家 庭裁判 所	相手方、当方のスケジュールから見ても面会の回数や時間については余裕があるにもかかわらず一か月にたった2時間、しかも調停条項についてはほとんど話し合う時間もあたえられずに調停をはやく成立させるように誘導された印象が感じられる。また、半年もたらずに調停条項の不備により面会が実現されないことがあり、現在はその件について履行勧告や調停を検討している最	東京家 庭裁判 所立川 支部 法律知識も社会常識も全く欠落しており毎回会うのが憂鬱でした。
大阪高 裁	暴力を振るう人は、自分が被害者であるように演じるのに、簡単にだまされていて、被害者を加害者のように扱い、我慢せよだの。「ご主人さまに対してなんとと言う言い草」だの言った。・また、裁判の傍聴人として参加し、元夫の肩を持つようだった。相おろかで人生経験の少ない人、自分について優秀だと誤解している調停委員だった。(大津家裁)	高松家 庭裁判 所 相手側を有利に導く
福島家 庭裁判 所	適切な表現ではないと思いますが、伝書鳩にも伝言ゲームにもならないどうしようもない担当者でした。時間の無駄としか言いようがない。	神戸地 裁 尼 さいた ま家裁 越谷支 米沢家 庭裁判 大阪家 庭裁判 所家事 調停第 京都家 庭裁判 長崎家 庭裁判 東京家 庭裁判 横浜家 庭裁判 所 家庭裁 判所 私と接した時間は傍観も含め2時間もありませんが、いきなり連れ去り親の陣地で銃を向けてきました。
		さいた ま家裁 越谷支 米沢家 庭裁判 大阪家 庭裁判 所家事 調停第 京都家 庭裁判 長崎家 庭裁判 東京家 庭裁判 横浜家 庭裁判 所 家庭裁 判所 男だから妥協しろというような発言もあった。相手方が協力する気がないから調停申請したのにこちらは妥協案を出しても相手方が協力できないと面会はできないという発言ばかりであった。また、法律的なことはわからないから答えられないという発言ばかりであった。 調停員は無効であった。調停員や関係者の都合で、調停が引き伸ばされる点は、やはり明確に時間と税金の無駄使いであり、すぐに止めるべき。
		大阪家 庭裁判 所家事 調停第 ハーグ条約は、面会交流について関係ないと言われた。
		京都家 庭裁判 前述と同じ。
		長崎家 庭裁判 面会交流を、写真の送付で済ませようとする事から、まったくもって不適切。
		東京家 庭裁判 面会交流の話あいの時間をつくってもらえない。まず最初にすべきことだと思う。調停中に実施を推奨するように努力すべきだ。
		横浜家 庭裁判 所 家庭裁 判所 宿泊もなく、面会時の時間も設定なく、アドバイスもない。ただ、1回/月程度の面会とただだ け。面会について、軽く考えている。
		家庭裁 判所 子の連れ去りの深刻さを全く理解していない。

〈Q10〉 今回の民法改正の趣旨に照らし合わせて、子どもの福祉にかなう面会交流となるよう適切に行動しているかどうか、担当調停委員を評価してください。

仙台高等裁判	改正前でしたが、とにかく成立させることばかりに一生懸命でした。
横浜家庭裁判所家事第2部4	清水富美江 かなり偏った女性支持者。調停員能力は最低レベルであることを今後露出している
宇都宮家庭裁判所大田原支	調停委員は、とても無責任な態度で、面会交流について頑なに拒否を示す同居親に対して、それ以上の仲裁をすることができないという胸のうちの明かしている。最初から、改善する熱意をもって取り組んでおらず、終始他人事という捉え方だった。
大阪家庭裁判	最終判断が曖昧
東京家庭裁判所	申し立て人の意見（でっちあげのDVも含む）のまま全てが進み、子供との面接を要求出来なかった際、申立人側にあなたの旦那さんは子供に愛情を持っていないと曲げて伝えたという経緯もあるため。単なるフェミニスト
家裁	調停員は相手方の味方になっております。それはゆるされますか？
名古屋家庭裁判	
岡山家庭裁判所児島	弁護士の妨害行為
京都家庭裁判	おとなしすぎるから。何も意見を言わない。ただこちらの意見を伝えて、相手方の意見を「こういわれてます」と教えてくれるだけで、とても無意味な話し合いの場だったから。
東京家庭裁判	連れ去った者が勝つ法律だから。子供の福祉とは名ばかりで、実際は連れ去った者勝ち。
山口家庭裁判所周南	子供が萎縮していて早期の親子関係修復が必要、月2回宿泊付6日の面会が最低限必要だと話しても、母親の協力が無いと実現しないとの発言があり早期回復に支障きたしている。
さいたま家裁越谷支	Q1 と同様の理由 子供のことはさほど考えていない。早く結論を出して案件処理件数を増やしたい意図が見えた。初めから結論は決まっているかのように面会は一か月に一回程度にするよう誘導された。
秋田地裁	これまでに踏襲されてきたストーリーに会うように調査をし、聞き取ったことの中からそのストーリーに沿った発言だけを選び出し、報告書をまとめている。また面会交流が子供の福祉に合うとは考えず、むしろ葛藤を起こさせるから会わせないほうがいいらしい。調査官本人は片親疎外のことも知っていて、別の考えも持っているようだが、そうした専門知識と行動が別個である。これは不誠実な態度だ。
富士家庭裁判	やる気がなさそうでした。
東京家庭裁判所立川支部	現在妻が子を連れ去り別居を強行中で、「離婚しなければ子どもと会わせない」と恫喝してきている旨を話し、離婚する理由はないなど申し上げるも、「離婚する気はないのか」と、妻側の主張を強く代弁されるばかりで、理性的な話し合いや解決ができない。「子どもとあえなくなったら、面会交流調停立ててください」と悠長で無関心な返答のみ。
大阪家庭裁判	あなたが子供に会いたいと言う事でどれだけの人に迷惑かけているの！もう少し子供への愛情おさえない！などと怒鳴り、とにかく会わせようとしなかった。
東京家	審理不貞。
山形家庭裁判所鶴岡	子どもの権利が中心でなく被告中心に面会交流をすすめてる
家庭裁判所宇部支部	そもそも、調停員は面会を増やそうと考えていない 月1回で十分だの一点張り
東京家庭裁判	水戸家裁で取り決められた日程は、一般的に考えても多すぎるから減らすべきといった内容のことを言われた。それが子どもの為でもある。そう理解することはできませんか？と言われた。

<Q10> 今回の民法改正の趣旨に照らし合わせて、子どもの福祉にかなう面会交流となるよう適切に行動しているかどうか、担当調停委員を評価してください。

名古屋 家裁	相手が面会交流を拒否してきたとき、面会は手紙でもやり取りできるなどどんでもないことを言ってきた。面会交流の重要性を理解しているとは到底思えない。調停委員の教育を徹底してもらわないと、生き別れになる親子が多発すると思った。
名古屋 家裁岡 崎支部	女性調査官の主観で判断している。
さいた ま家裁	連れ去り直後から、落としどころありきの運用であった。嫌がる相手は仕方ないと言った発言もあり、面会なんて年数回で良いでしょ等と言われた事もある。調停は明らかにこの福祉に反する運用であった。
さいた ま家裁	連れ去り直後から、落としどころありきの運用であった。嫌がる相手は仕方ないと言った発言もあり、面会なんて年数回で良いでしょ等と言われた事もある。調停は明らかにこの福祉に反する運用であった。
鹿児島 家裁	こちらから質問をしたり、意見を求めたりしても、全く答えようともしませんでした。ただの伝言役で、調停の機能を果たしているとは思えません。調停員も同様に民法改正の趣旨など全く関係ないようでした。

Q10評価：2.適切とはいえない

民法公布前		民法公布後	
横浜家 庭裁判	「相手方の要求どおりにすれば会うチャンスも作れる」という姿勢。面会交流ありき、ではなかった。	前橋家 庭裁判	審判前の調停時には、私は面会を求めるが、相手は私の発言をデッチあげ、私の発言が不適切だから面会を認めないとの言い分が最後まで、通ってしまった。
横浜家 裁 川 崎支所	離職後、養育費の支払いが困難になり減額請求の調停に相手は応じた。子供と3年来の約束事であるテーマパークに夏休みに行ったら、面接に対しての態度を硬化した相手方を大人のエゴと捉えられなかった。費用は私の親持ちでと説明したが。	さいた ま家庭 裁判所	こちらのお話を理解しているとは思えない
横浜家 庭裁判 所川崎	相手とのやり取り内容は当初から変わらないのに調整らしい調整はできずに結果的に審判までの時間を延ばしただけだった。	大阪家 庭裁判 所	大西調査官とその上司である裁判官の方の仕事に対する使命感が感じられませんでした。裁判官の名前も入手次第お伝え出来ればと考えています。
		東京家 庭裁判 所立川	「たとえ監護親が認めても、学校はあなたに会ったりしませんよ。」（離婚不成立で親権者であるにもかかわらず決めつけ。
		oosaka kateisai bannsy	tyoutei9kaisaisyuufuseiritu6kaimeatarikara789kaimehituyounakatta
		千葉家 庭裁判 所佐倉	面会交流よりも、離婚の調停を優先して機会を作らなかった。
		さいた ま家庭 裁判所 川越支 所	評価対象者不在
		大阪簡 易裁判	
		石垣支 所	何もしてくれない。
		東京家 庭裁判	Q8と同じです。
		名古屋 家庭裁 判所	調停は平等のはずであるが、あまりにも相手方の要望を押しつけてくる。通常試行面会は30分と言っておきながら、たった15分の試行面会時間しか無理と言われ、15分もあれば子どもさんといっはい話ができると発言された。
		名古屋 家裁半 田支部	女性調停員が、初めから「連れ去り」についての話題や問題を指摘しても、聞き流すだけで「またそのことばかり言って・・・」との発言や「面会ができれば親権は奥さんでいいの?」といったこちらが述べてもいないにもかかわらず「結論を強引にだす誘導」をしたり、子供が父親と会いたく、不安行動を起こしていても「問題なく安定している」という結論付けに誘導するような調停進行をされ、大変傷つきました。
		横浜家 裁	調停は不調に終わっているが、まったく人の話を聞けない、考え方の固執した子供は母親の方がふさわしい的発言多数の論外の女性調停員であった。

<Q10> 今回の民法改正の趣旨に照らし合わせて、子どもの福祉にかなう面会交流となるよう適切に行動しているかどうか、担当調停委員を評価してください。

	東京家庭裁判所立川	妻の1ヶ月1回を好評価している。
--	-----------	------------------

Q10評価：3.どちらともいえない

民法公布前		民法公布後	
東京家庭裁判所立川	なんともいえない	大阪家庭裁判所	現在、進行中のため、現段階ではわかりません。結果が出次第、こちらでも記入したいと考えています。
		東京高	
		横浜家庭裁判所川崎	初回調停を相手方が欠席するなど当初から平行線であり、第二回調停で審判に移行したため、調停委員による調整はなかった。
		岡山家庭裁判所	話を聞くだけで何が大切か指導する力はないようです。調停成立実績を気にして妥協させようとする傾向が強いようです。
		横浜家庭裁判所	片方の調停員の発言には少し偏った傾向がある。
		京都家庭裁判所	面会交流に8カ月もかかったので、とても適切に行動しているようには思えない。
		東京家庭裁判所	当初は「子供と会おうとしないあなたが悪い」と言ったり、とんでもない態度であったが、状況を説明すると、態度を変え面会交流のために行動してくれた。ただ、調停委員も言っていたが、彼らには何の権限もなく、いくら行動しても結果に結びつかない。もし、本当にやるのであれば何らかの権限を与えるべき。
		名古屋家庭裁判所	調停委員は弁護士や心理学者などがなされると聞いたことがあります。女性調停員（心理学者かな）は、多少なりとも子供の福祉にかなうような振る舞いを見せている。しかし男性調停員（確実に弁護士）は、法律論の能書きを垂れているだけで、子供のことは二の次である。

Q10評価：4.概ね適切

民法公布前		民法公布後	
奈良家庭裁判所葛城	結構私には同情的で、面会に対して頑なな夫を、説得してくれようと思いました。今回の再調停でも同じ方で長い付き合いになり、今では親戚のおじさんおばさんみたいな感覚になっています。	広島家庭裁判所	調停委員は最大限の努力をしてくれたと思うが、妻側の頑なな抵抗に音をあげ、3ヶ月限定月1回の合意で幕を引いた。しかも、その合意は一度として守られることはなかった。

Q10評価：5.適切

民法公布前		民法公布後	
		横浜地方裁判所横須	裁判官同様、適切に、最大限の面会交流条項が成立するよう、関係双方の調整を行ってくれた。

<Q11> 今回の民法改正の趣旨に照らし合わせて、子どもの福祉にかなう面会交流となるよう適切に行動しているかどうか、相手方弁護士を評価してください。

Q11評価：1.不適切		民法公布前	民法公布後
東京家裁家事第4部	相手方の意向そのままに、条件を押し付けてくる弁護士だった。頻繁な子どもとの面会は、子どもにとっては「有害」であり子どもの福祉に反すると言い切った。面会交流の中止を通告してきたこともあり、「子どもの福祉」をかさに相手方のエゴを平気で通そうとする弁護士。相手方がこの弁護士でなければ、子どもたちともっと会えていたと思う。	神戸地裁 尼崎支部	連れ去りを示唆し、調停のたびに葛藤が激しくなるよう仕掛けてきた。
東京家裁 松戸家庭裁判	DV冤罪を推進している弁護士事務所様なので、監護権が決まらないと面会交流はさせない。それまでは子に会いにくるな、来たら知らないぞと、DV冤罪をちらつかせる為、話しにならない相手方の主張を通すこと、裁判に勝つこと、そのために原告である私を攻撃することに終始しました。	熊本県家庭裁判 前橋家庭裁判	相手側の有利になるような動きしかしてくれなく、勝手に子供にインタビューをして、こちらに不利な報告書をてっち上げられた。 相手の陳述書そのままを主張するだけでした。
東京家裁	民法公布後も相手方弁護士とはやり取りしているが、民法改正の趣旨を全く理解していない。面会交流を制限し続けている。	千葉家裁佐倉	監護権を認めないと会わせないと言われます
東京家裁	審判時の準備書面にて、月2回程度の面会交流は子どもにとって有害であると言い切っていた。「子どもの福祉」も連発してきたが、何が本当に「子どもの福祉」にかなうのかといった議論は一切なく、「子どもの福祉」を唱えていさえすれば現状の裁判所の運用では勝てると思っていた	前橋家庭裁判所	面会交流という言葉さえ使わず、面接交渉で押し通しています。また審判時の提出した過去の判例は平成2年と平成8年のものでした。一貫して常識を無視した婚姻費用及び養育費を要求し、更に子どもと会わせないと態度です。正に離婚をビジネスとしている弁護士です。
横浜家庭裁判所	子どもの福祉など考えていない。考えていれば夫婦間を調整しようとして子どもとも会わせている(そのように努力した発言等も全く無かった)。	宇都宮家庭裁判所	裁判が始まる前から、相手方と一緒に嫌がらせを繰り返してきたり、「調書に書かれている日数以上の面会交流を認める必要はない。」等と子の福祉などは全く考えてはいない、相手からいかに金を搾り取るかしか考えていない、問題外の弁護士だった。
横浜家裁	写真を求めても無視。子どもを祖母の葬儀に参列させて欲しいと依頼しても無視。とにかく元妻と一緒に無視を貫く。	大阪家庭裁判所	他の仕事を優先し、連絡などが常に遅れます。弁護士業務として、割り切った仕事をされているため、親子の交流を断たせる結果に至ることも仕事ととらえている部分が大いにあります。当然ながら、親権者の父親から依頼をうけているため、依頼主の意向に沿うという面では理解が出来るという考え方もあります。結果が出次第、こちらでも記入したいと考えています。
横浜家庭裁判所	30分、1時間、お茶を飲むところから、などの発言。第三者機関利用などを含めた試行面接でもかまわないとしたところ、相手方の立会いを条件にしたこと。	大阪家庭裁判所	仕事上、子どもと会えなくなる家族をみてきており、割り切って仕事をしているようです。当然ともいえますが、発注主である母方の父親の考えも尊重しています。自分の立場を大切に行動しているとも言えます。当然ながら子供主体に考えているわけではありません。
横浜家裁 川崎	そもそも結婚もしていない女性弁護士が離婚事件を担当する事がおかしい。	大阪家庭裁判	嘘の答弁書を提出し、非監護者の人権を完全無視した。
横浜家庭裁判所川崎	面会交流調停と並行していた離婚調停において離婚に応じるなら面会させるなど人質交渉をおこなった。	東京高裁	いまだ一切子どもの姿(写真も含めて)おしえない、子どもへのプレゼント送付も拒否したり、こちらからの問いかけに返答拒否など、子どもの視点にたっていない
東京家裁	会わせたくないの、会わせませんと、執拗に拒否し続けたため。	米沢家庭裁判	切り離しを勧めた。 暫定面会を反故にした。
大阪高裁	おそらく、元夫が依頼した際、自分は被害者だという演技をしたであろう。初めはその演技にころろをだまされ、私を極悪人であるあのようにしていた。だんだん、元夫の異常なまでの行動について知ようになるが、その際、DVの診断書も「こんな異常なことあるわけがない」と当初の元夫の演技にだまされた自分が信じられないようだった。結局診断書は裁判では無効になっ	横浜家庭裁判所川崎支部	前回3月8日審判後(※震災直後)の初回面会交流の調整において、土日の施設予約がいっぱいであることを理由に面会を実施しなかった。翌月の代替え日設定や平日の実施を提案したが、相手方の体調不良を理由に断られ、審判後の調整についてはFPIC担当者として調整してくれと調整を拒否した。
福島家庭裁判所	子の福祉云々より”クライアントの利益の為”という美名のもとなんでもありの代理人でした。	大阪家庭裁判所 家事調停第 京都家	前述に同じ。
		東京家庭裁判所立川支部	子どもに誕生日プレゼントと手紙を届けるように依頼したところ、「子ども達にプレゼントを受け取ってもらいたければまず手紙を書くべきでしょう。手紙を受け取って欲しければ、監護親の要求は理屈をつけずに素直に協力すべきでしょう。」と言う内容のメールを送りつけてきた。結局プレゼント・手紙の受け渡しはしてもらえていない。別居親・子ども達の住所を開示していないにも関わらず「手紙など直接おくれれば良い」と暴言。
		東京家庭裁判所	私を虚偽のDVにしたりあげ、離婚、親権等を取ろうとしている。いわゆる人権派悪徳弁護士と認識している。昨年9月20に家裁からの書類を受け取った翌日に、いわゆる直接強制執行を行い、子供を連れ去った。
		横浜家庭裁判	繰り返してこれ以上の妥協は無いと発言し、裁判官からも持ち帰って確認するようにと言われることもしばしば。私をわざと怒らせることを言い、「ほら、DV男でしょ?」というやり方
		oosaka kateisai bannsy	morarurinnrikannketuiyo soregasigotodaruuga

〈Q11〉 今回の民法改正の趣旨に照らし合わせて、子どもの福祉にかなう面会交流となるよう適切に行動しているかどうか、相手方弁護士を評価してください。

さいたま家庭裁判所	子を引渡し後は慣れるまで面会はしないほうがいい、などと話す弁護士です。子の引渡し審判中は面会交流については一切条件を出さず、面会をさせないつもりだというのが感じ取れました。
東京高等裁判所	佐藤功行弁護士は、期日の引き延ばし、相手への接触拒否を一時的に通知してきた。1審で親権が指定された後は、引き渡しどころか、面会の拒否もしてきた。
長崎家庭裁判所	調査官調査と、妻の意向により、子供に会わせないと意見書をいくつも出している。
熊本家庭裁判所	母親の主張は明らかに大嘘で作り上げた話だということは明確なのに、勝てばいいというような主張だけしてきた。
東京家庭裁判所	面会交流は月1回認める。FPICを利用してください。費用はこちらもち。まずこちらからFPICに連絡をお願いするようにと。それが離婚条件と。相手方から離婚調停を起こされているのにひどい話だった。婚姻費用の分担の件と合わせて事案をだすことにより、離婚しないと養育費より多い婚姻費を払わせ。子供にもあわせないように離婚をせまるやる方がゆずせない。
横浜家庭裁判所	1回/月程度の面会で、少なくともともと希望したが、削除された。
仙台高等裁判所	「DVでっちあげ」への助言や「期日に遅れてくる」など、不法行為や調停の遅延を誘発している。
大阪簡易裁判所	一審判決後、でっちあげDVを理由に面交は一切ないし、交渉もなし。クライアントの利益という美名の下、全く社会正義にも子の福祉にも合致していない。
広島家庭裁判所	相手側弁護士にそのような知見は一切見られなかった。ただ、妻側を裁判で勝たせるためだけに、子供の福祉など一切考えない弁護士であったと思う。
横浜家庭裁判	クライアントの言うことを検証せず右から左。情報を漏洩した（メールの返信）で懲戒請求する予定。証拠実績を露出すればレベルが相当低いことを思い知るはず。
宇都宮家庭裁判所大田原支	依頼者の言いなりで、子の福祉にかなうように等とは全く考えていない。
大阪家庭裁判	面会交流については、明確な提案等は示されなかった。
東京家庭裁判所	申立人の身体の不調や手続きの忙しさ（生活保護を受け働いていない）から子供との面接を拒否し続け拳句には私がそれについて文句を言った事をDVだと写真だけを送るという面接を弁護士が奨めてきた。
名古屋家庭裁判	いつのまにかDV被害のはなしにされて最初の浪費問題がなくなっている
岡山家庭裁判所児島	作り話の大嘘つき！ 弁護士？詐欺師の間違いでしょう！
京都家庭裁判	一切会わせないという元夫の方針に従っているから。
東京家庭裁判	結果はいつも、子供に会えない。相手方弁護士が入れ知恵してるのか？と思いたくなるくらい、言い訳が上手い。
横浜地方裁判所横須賀支部	当初から、「この2人は離婚しか無い！」などと持論を調停委員に対して展開し、結果として離婚調停を不調直前まで追い込み、さらに、面会交流についても、最低限まで面会の機会を削減するべきと主張。子らのイベント参加についても、履行しなくても問題はないと相手方にアドバイスするなど、子どもの福祉など一切考慮していない。相手方の利益を最大化するという意味では優れた弁護士と言えるかもしれない。
神戸家庭裁判本	監護親の会わせない、離婚に応じたら会わせる。っという考え方に賛同
秋田地裁	連れ去りと引き離しをコーチングしているようだ。片親疎外という現象を知った上で利用している可能性もある。相手方を説得することは一切していない。相手方が会わせないとやっている以上、会わせる必要はないと考えているようだ。
松江地方裁判所益田	裁判を有利に運ぶためだけに、継続して行われていた面会交流を断絶させた。また相手方の面会交流拒否理由を教唆する（相手方陳述書に明確に教唆事実が記載されている）など、弁護士倫理規定に反する行動をとっている。

<Q11> 今回の民法改正の趣旨に照らし合わせて、子どもの福祉にかなう面会交流となるよう適切に行動しているかどうか、相手方弁護士を評価してください。

東京家庭裁判	相手方弁護士曰く「私の説得する義務はございません」とのこと。弁護士法にある「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。」の意味をかみしめてもらいたい当初相手方は交流を断絶してきました。今では、相手方は連れ去りの証拠を提出されているので、面会を拒めば親権を取れないのではないのでしょうか。「裁判所の方針に従えば、たとえ連れ去りだとしても、現状維持の原則が働き、親権は取れる。」ともとれるようなアドバイスをしているのだと推測されます。本当に子供のために面会交流を実施するのなら、裁判所の方針に従わず、頻繁な面会交流を実現するはずです。
東京家庭裁判所	
福井家庭裁判所 武	連れ去り、引き離しにあり、その後の当方からの円満調整の申し立てに対して先方からの離婚調停に当たり、離婚と面会の人質交渉が行われた。
大阪家庭裁判	親だからと言って面会する権利はない。ちゃんと法を守って子供に会うなどと言って一切会わせようとしなかった。
名古屋家庭裁	離婚訴訟の中で裁判官に早く離婚を成立させ、単独親権にしろと発言をしている。そうすれば子どもに会える確立があがるとの発言をしている。
大阪家裁	とにかく会いたいというと、法を守れなどと言って会わせようとしな。調査報告書に早期に定期的な面会をと書いてある件に関して、あんなもんをもって言っても何の意味も効力も無いと言ひ、会わせようとしなかった。子供達が父を嫌がる姿と撮ろうと弁護士事務所内で面会交流をした際は、子供達との関係がうまく行くと邪魔をし、決められた時間より30分早く終了させら
大阪高	とにかく引き離しに必死。
東京家	審理不尽。
山形家庭裁判所 鶴岡	子どもの権利が中心でなく被告中心に面会交流をすすめている
水戸家庭裁判所 下妻支部	子ども達と接する時間は、相手方週5日で、私は2日なのに、相手方にとって不平等と主張してきたり、子ども達が母親と会いたくないと言っているため、会わせる事ができないと主張してきたり、色々な筋の通らない理由で裁判所で取り決めた面会を拒否してきた。色々なあやしい上申書や医者診断書なども提出してきた。人質交渉ともとれるような動きが度々あった。
東京家庭裁判	徹底して、子どもを私を引き離そうと努めている。水戸の裁判所で取り決められた日程が不適切とのことで、東京家裁で新たに面会交流調停を申し立て、面会日数おそひ時間を減らした。
名古屋家裁	面会交流審判が確定したにも拘らず、面会をさせない。恐ろしいです。そのくせ、財産を開示しろなどと義務は果たさないのに権利だけを主張してくるとんでもない人間でした。
名古屋家裁 半田支部	連れ去り指南弁護士として、「弁護士が説く、DV解決マニュアル」という著書も出しています。私以外にもたくさんの被害者がいます。私も、数か月前から、DV夫にして、子供を連れ去る計画的行動をされました。行政機関へのわざとらしい相談、虚偽、誇張でDV・子への虐待と言って相談実績をつくり、子供を連れ去りました。悪徳弁護士が、感情対立を仰ぎ、紛争を激化し、稼いでいます。そして、子供の心を破壊されました。
さいたま家裁 川越支部	生後三ヶ月で母親から連れ去り、その後面会を依頼しても断られ、やっとかなったのは連れ去りから五ヶ月半後でした。三ヶ月だった息子は9ヶ月に成長しましたが、認められた面会はたった15分のみです。親子の絆を断絶させ、子供の福祉を阻害する行動にしかかなりえず、乳児の人権すら無視したありえない行動と思います。
名古屋家裁 岡崎支部	いかにもフォーマット通りのやり方で、子供の心情よりも依頼人のエゴに同調してお金目当て。
横浜家裁	手段を採らない方法で当方に損失（会社に内容を書いて弁護士法23条を使って開示請求を送ってきた、書簡などで一方的な請求（慰謝料、人格攻撃）ばかり行ったなど）を与える人間性。親子破壊、引き離し弁護士。日本大学の法学部の教授。現在ロースクール。
さいたま家裁	子供と会いたければ、金を出せ、離婚しろと終始発言していた。子供が父親と会うと疲れる等と全く根拠の無い事を主張し続け、それを裁判所が認める構図があった。
さいたま家裁	子供と会いたければ、金を出せ、離婚しろと終始発言していた。子供が父親と会うと疲れる等と全く根拠の無い事を主張し続け、それを裁判所が認める構図があった。
鹿児島家裁	子供の福祉よりも、夫婦間の葛藤（これ自体も疑わしいのですが・・・）を前面に出し、面会交流に極めて消極的でした。
東京家庭裁判所 立川	当初は3ヶ月1回をとという案を提案。いまは、1ヶ月1回数時間を提案。しかも、相手方弁護士は子供権利委員会委員に所属。にも関わらず、連れ去りを指示した様子。（妻が、弁護士の言うとおりに動いていると、ぼろっと口にした）

<Q11> 今回の民法改正の趣旨に照らし合わせて、子どもの福祉にかなう面会交流となるよう適切に行動しているかどうか、相手方弁護士を評価してください。

Q11評価：2.適切とはいえない		
民法公布前		民法公布後
		高松家庭裁判所 民法を理解して欲しい
		石垣支 相手方弁護士は、面会については私は依頼を受けた内容ではない、とのこと。
		京都家庭裁判所 面会交流に8カ月もかかったので、とても適切に行動しているようには思えない。双方代理人だてているので、話し合いにより面会交流を実施してもよいはずが、なにか言い訳をつけて面会交流を認めなかった。話にならないので、こちらが面会交流調停も併せて、申立をしてようやく面会交流が実現しました。

Q11評価：3.どちらともいえない		
民法公布前		民法公布後
東京家庭裁判所立川	なんともいえない	長野家庭裁判所 相手側にだれかいるのかすらわからない。保護施設の関係者がアドバイスをしていると思う。
		岡山家庭裁判所 面会を妨害するつもりはないが、立場を理解して欲しいと言う。こちら弁護士を立てた方が良いとのアドバイス。連絡も無く2回目の面会不履行も謝罪なし。誰の代理人？
		東京最高裁判所 抗告にあたり弁護士が裁判所にはたらきかけをしたか判らない。
		千葉家庭裁判所佐倉 一定の理解はあるが、相手方代理人のため、限度がある
		さいたま家庭裁判所 相手方の考えのみを尊重した行動、発言である。
		川越支 交渉の為か、最終的には、調停官に二つ返事。なぜか、調停後の場の内容を私が聞き入るようにされる
		東京家庭裁判所家事第2部4

Q11評価：4.概ね適切		
民法公布前		民法公布後

Q11評価：5.適切		
民法公布前		民法公布後